平成25年度 当初予算

主な事業の説明書

健康福祉部

3 1 1 1 11 民生委員・児童委員活動費 4-1 3 1 1 1 15 (新規) 子ども・若者育成支援事業費 4-2 3 1 1 31 地域交支あい事業費 4-5 3 1 2 91 障がい者(児)タクシー利用券給付事業費 4-6 3 1 2 97 人工透析通院費支給事業費 4-7 3 1 5 12 障がい福祉サービス給付費 4-8 3 1 5 20 障がい者通所施設等交通費助成金支給事業費 4-11 3 1 5 60 障がい者施設運営事業費補助金 4-12 3 1 6 11 高齢者生活支援サービス事業費 4-13 3 1 6 13 敬老の日事業費 4-15 3 1 6 17 はり、灸、マッサージ施術費助成事業費 4-16 3 1 6 22 包括的支援事業・任意事業費 4-20 3 1 6 23 温泉ふれあい入浴サービス事業費 4-23 3 1 6 61 老人クラブ補助金 4-23 3 1 7 92 老人ディサービス事業特別会計繰出金 4-26 3 2 10 児童館管理費 4-26 3 2 2 10 児童館管理費 4-27 3 2 2 11 地域兄童修全育成推進事業費 4-29 3 2 2 14 病児・病後児保育事業費 4-30 3 2 2 17 地域子育で支援拠点事業費 4-31 3 2 3 61 法人立保育所補助金 4-32 3 2 3 61 法人立保育所補助金 4-32 4 1 2 15 (新規)未熟児養育医療費 4-35 4 1 2 61 特定不妊治療・不育症治療費補助金 4-39 4 1 2 61 特定不妊治療・不育症治療費補助金 4-39 4 1 2 61 特定不妊治療・不育定治療費補助金 4-39 4 1 6 10 保健事業費	款	項	目	大事業		ページ
3 1 2 91 随がい者(児)タクシー利用券給付事業費 4 - 6 3 1 2 97 人工透析通院費支給事業費 4 - 7 3 1 5 12 随がい福祉サービス給付費 4 - 8 3 1 5 20 障がい者通所施設等交通費助成金支給事業費 4 - 11 3 1 5 60 障がい者施設運営事業費補助金 4 - 12 3 1 6 11 高齢者生活支援サービス事業費 4 - 13 3 1 6 13 敬老の日事業費 4 - 15 3 1 6 17 はり、灸、マッサージ施術費助成事業費 4 - 16 3 1 6 21 介護予防事業費 4 - 17 3 1 6 21 介護予防事業費 4 - 20 3 1 6 22 包括的支援事業・任意事業費 4 - 20 3 1 6 23 温泉ふれあい入浴サービス事業費 4 - 23 3 1 7 60/93 法人立介護保険施設等補助金/貸付金 4 - 25 3 1 7 92 老人デイサービス事業特別会計繰出金 4 - 26 3 2 2 10 児童館管理費 4 - 27 3 2 2 10 児童館管理費 4 - 29 3 2 2 17 地域児童健全育成推進事業費 4 - 30 3 2 2 17 地域児童健全育成機進事業費 4 - 31 3 2 3 61 法人立保育所制助金 4 - 34 3 3 2 80 生活扶助費等 4 - 34 4 1 2 15 (新規)未熟児養育医療費 4 - 37 4 1 4 11 乳幼児健康診查費 4 - 40<	3	1	1	11	民生委員・児童委員活動費	4 — 1
3 1 2 91 障がい者 (児) タクシー利用券給付事業費 4 - 6 3 1 2 97 人工透析通院費支給事業費 4 - 7 3 1 5 12 障がい福祉サービス給付費 4 - 8 3 1 5 20 障がい者通所施設等交通費助成金支給事業費 4 - 11 3 1 5 60 障がい者施設運営事業費補助金 4 - 12 3 1 6 11 高齢者生活支援サービス事業費 4 - 13 3 1 6 13 敬老の日事業費 4 - 15 3 1 6 17 はり、灸、マッサージ施術費助成事業費 4 - 16 3 1 6 21 介護予防事業費 4 - 17 3 1 6 22 包括的支援事業・任意事業費 4 - 20 3 1 6 23 温泉ふれあい入浴サービス事業費 4 - 23 3 1 7 60/93 法人立介護保険施設等補助金/貸付金 4 - 24 3 1 7 60/93 法人立介護保険施設等補助金/貸付金 4 - 25 3 2 2 10 児童館管理費 4 - 26 3 2 2 11 地域児童健全育成推進事業費 4 - 29 3 2 2 12 地域児童健全育成推進事業費 4 - 30 3 2 2 17 地域子育で支援機点事業費(ひろば型) 4 - 31 3 2 3 61 法人立保育所補助金 4 - 32 3 2 3 64 法人立大曲南保育園建設費補助金 4 - 34 4 1 2 15 (新規)未熟児養育医療費 4 - 37 4 1 2 61 特定不妊治療・不育症治療費補助金 4 - 39 4 1 4 11 乳幼児健康診查費 4 - 39 4 1 6 10 保健事業費 4 - 40	3	1	1	15	(新規)子ども・若者育成支援事業費	4 — 2
3 1 2 97 人工透析通院費支給事業費 4-7 3 1 5 12 障がい福祉サービス給付費 4-8 3 1 5 20 障がい者通所施設等交通費助成金支給事業費 4-11 3 1 5 60 障がい者施設運営事業費補助金 4-12 3 1 6 11 高齢者生活支援サービス事業費 4-13 3 1 6 13 敬老の日事業費 4-15 3 1 6 17 はり、灸、マッサージ施術費助成事業費 4-16 3 1 6 21 介護予防事業費 4-17 3 1 6 22 包括的支援事業・任意事業費 4-20 3 1 6 23 温泉ふれあい入浴サービス事業費 4-23 3 1 6 61 老人クラブ補助金 4-24 3 1 7 60/93 法人立介護保険施設等補助金/貸付金 4-25 3 1 7 92 老人デイサービス事業特別会計繰出金 4-26 3 2 2 10 児童館管理費 4-27 3 2 2 11 地域児童健全育成推進事業費 4-29 3 2 2 12 地域児童健全育成推進事業費 4-30 3 2 2 14 病児・病後児保育事業費 4-30 3 2 3 64 法人立保育所補助金 4-31 3 2 3 64 法人立大曲南保育園建設費補助金 4-34 4 1 2 15 (新規)未熟児養育医療費 4-35 4 1 2 61 特定不妊治療・不育症治療費補助金 4-39 4 1 4 11 乳幼児健康診査費 4-39 4 1 4 11 乳幼児健康診査費 4-40 4 1 6 10 保健事業費 4-40	3	1	1	31	地域支えあい事業費	4 — 5
3 1 5 12 障がい福祉サービス給付費 4-8 3 1 5 20 障がい者通所施設等交通費助成金支給事業費 4-11 3 1 5 60 障がい者施設運営事業費補助金 4-12 3 1 6 11 高齢者生活支援サービス事業費 4-13 3 1 6 13 敬老の日事業費 4-15 3 1 6 17 はり、灸、マッサージ施術費助成事業費 4-16 3 1 6 21 介護予防事業費 4-17 3 1 6 22 包括的支援事業・任意事業費 4-20 3 1 6 23 温泉ふれあい入浴サービス事業費 4-23 3 1 6 61 老人クラブ補助金 4-24 3 1 7 60/93 法人立介護保険施設等補助金/貸付金 4-25 3 1 7 92 老人デイサービス事業特別会計繰出金 4-26 3 2 2 10 児童館管理費 4-27 3 2 2 10 児童館管理費 4-29 3 2 2 11 地域児童健全育成推進事業費 4-30 3 2 2 17 地域子育で支援拠点事業費 4-30 3 2 3 61 法人立保育所補助金 4-31 3 2 3 64 法人立大由南保育園建設費補助金 4-34 3 3 2 80 生活扶助費等 4-35 4 1 2 15 (新規)未熟児養育医療費 4-37 4 1 2 61 特定不妊治療・不育症治療費補助金 4-39 4 1 4 11 乳幼児健康診査費 4-40 4 1 6 <td>3</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>91</td> <td>障がい者(児)タクシー利用券給付事業費</td> <td>4 – 6</td>	3	1	2	91	障がい者(児)タクシー利用券給付事業費	4 – 6
3 1 5 20 障がい者通所施設等交通費助成金支給事業費 4-11 3 1 5 60 障がい者施設運営事業費補助金 4-12 3 1 6 11 高齢者生活支援サービス事業費 4-13 3 1 6 13 敬老の日事業費 4-15 3 1 6 17 はり、灸、マッサージ施術費助成事業費 4-16 3 1 6 21 介護予防事業費 4-17 3 1 6 22 包括的支援事業・任意事業費 4-20 3 1 6 23 温泉ふれあい入浴サービス事業費 4-23 3 1 7 60/93 法人立介護保険施設等補助金/貸付金 4-24 3 1 7 60/93 法人立介護保険施設等補助金/貸付金 4-25 3 1 7 92 老人デイサービス事業特別会計繰出金 4-26 3 2 2 10 児童館管理費 4-27 3 2 2 12 地域児童健全育成推進事業費 4-29 3 2 2 14 病児・病後児保育事業費 4-30 3 2 2 17 地域子育て支援拠点事業費 4-31 3 2 3 61 法人立保育所補助金 4-32 3 2 3 64 法人立大曲南保育園建設費補助金 4-34 3 3 2 80 生活扶助費等 4-35 4 1 2 15 (新規)未熟児養育医療費 4-37 4 1 2 61 特定不妊治療・不育症治療費補助金 4-39 4 1 4 11 乳幼児健康診查費 4-40 4 1 6 10 保健事業費 4-42 <td>3</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>97</td> <td>人工透析通院費支給事業費</td> <td>4 - 7</td>	3	1	2	97	人工透析通院費支給事業費	4 - 7
3 1 5 60 障がい者施設運営事業費補助金 4-12 3 1 6 11 高齢者生活支援サービス事業費 4-13 3 1 6 13 敬老の日事業費 4-15 3 1 6 17 はり、灸、マッサージ施術費助成事業費 4-16 3 1 6 21 介護予防事業費 4-17 3 1 6 22 包括的支援事業・任意事業費 4-20 3 1 6 23 温泉ふれあい入浴サービス事業費 4-23 3 1 6 61 老人クラブ補助金 4-24 3 1 7 60/93 法人立介護保険施設等補助金/貸付金 4-25 3 1 7 92 老人デイナービス事業特別会計繰出金 4-26 3 2 2 10 児童館管理費 4-27 3 2 2 12 地域児童健全育成推進事業費 4-29 3 2 2 14 病児・病後児保育事業費 4-30 3 2 2 17 地域子育で支援拠点事業費(ひろば型) 4-31 3 2 3 61 法人立保育所補助金 4-32 3 2 3 64 法人立大曲兩保育園建設費補助金 4-34 4 1 2 15 (新規)未熟児養育医療費 4-35 4 1 2 15 (新規)未熟児養育医療費 4-37 4 1 4 11 乳幼児健康診查費 4-40 4 1 6 10 保健事業費 4-42	3	1	5	12	障がい福祉サービス給付費	4 - 8
3 1 6 11 高齢者生活支援サービス事業費 4-13 3 1 6 13 数老の日事業費 4-15 3 1 6 17 はり、灸、マッサージ施術費助成事業費 4-16 3 1 6 21 介護予防事業費 4-17 3 1 6 22 包括的支援事業・任意事業費 4-20 3 1 6 23 温泉ふれあい入浴サービス事業費 4-23 3 1 7 60/93 法人立介護保険施設等補助金/貸付金 4-24 3 1 7 92 老人デイサービス事業特別会計繰出金 4-25 3 2 2 10 児童館管理費 4-27 3 2 2 12 地域児童健全育成推進事業費 4-29 3 2 2 14 病児・病後児保育事業費 4-30 3 2 2 17 地域子育で支援拠点事業費(ひろば型) 4-31 3 2 3 61 法人立保育所補助金 4-32 3 2 3 64 法人立大曲南保育園建設費補助金 4-34 3 3 2 80 生活扶助費等 4-35 4 1 2 15 (新規)未熟児養育医療費 4-37 4 1 2 61 特定不妊治療・不育症治療費補助金 4-39 4 1 4 11 乳幼児健康診查費 4-40 4 1 6 10 保健事業費 4-40	3	1	5	20	障がい者通所施設等交通費助成金支給事業費	4-11
3 1 6 13 敬老の日事業費 4-15 3 1 6 17 はり、灸、マッサージ施術費助成事業費 4-16 3 1 6 21 介護予防事業費 4-17 3 1 6 22 包括的支援事業・任意事業費 4-20 3 1 6 23 温泉ふれあい入浴サービス事業費 4-23 3 1 6 61 老人クラブ補助金 4-24 3 1 7 60/93 法人立介護保険施設等補助金/貸付金 4-25 3 1 7 92 老人デイサービス事業特別会計繰出金 4-26 3 2 2 10 児童館管理費 4-27 3 2 2 12 地域児童健全育成推進事業費 4-29 3 2 2 14 病児・病後児保育事業費 4-30 3 2 2 17 地域子育で支援拠点事業費(ひろば型) 4-31 3 2 3 61 法人立保育所補助金 4-32 3 2 3 64 法人立大曲南保育園建設費補助金 4-34 3 3 2 80 生活扶助費等 4-35 4 1 2 15 (新規)未熟児養育医療費 4-37 4 1 2 61 特定不妊治療・不育症治療費補助金 4-39 4 1 4 11 乳幼児健康診查費 4-40 4 1 6 10 保健事業費 4-42	3	1	5	6 0	障がい者施設運営事業費補助金	4 - 1 2
3 1 6 17 はり、灸、マッサージ施術費助成事業費 4-16 3 1 6 21 介護予防事業費 4-17 3 1 6 22 包括的支援事業・任意事業費 4-20 3 1 6 23 温泉ふれあい入浴サービス事業費 4-23 3 1 6 61 老人クラブ補助金 4-24 3 1 7 60/93 法人立介護保険施設等補助金/貸付金 4-25 3 1 7 92 老人デイサービス事業特別会計繰出金 4-26 3 2 2 10 児童館管理費 4-27 3 2 2 12 地域児童健全育成推進事業費 4-29 3 2 2 17 地域子育て支援拠点事業費(ひろば型) 4-31 3 2 3 61 法人立保育所補助金 4-32 3 2 3 64 法人立大曲兩保育園建設費補助金 4-35 4 1 2 15 (新規)未熟児養育医療費 4-37 4 1 2 61 特定不妊治療・不育症治療費補助金 4-39 4 1 4 11 乳幼児健康診查費 4-40 4 1 6 10 保健事業費 4-42	3	1	6	11	高齢者生活支援サービス事業費	4-13
3 1 6 21 介護予防事業費 4-17 3 1 6 22 包括的支援事業・任意事業費 4-20 3 1 6 23 温泉ふれあい入浴サービス事業費 4-23 3 1 6 61 老人クラブ補助金 4-24 3 1 7 60/93 法人立介護保険施設等補助金/貸付金 4-25 3 1 7 92 老人デイサービス事業特別会計繰出金 4-26 3 2 2 10 児童館管理費 4-27 3 2 2 12 地域児童健全育成推進事業費 4-29 3 2 2 14 病児・病後児保育事業費 4-30 3 2 2 17 地域子育で支援拠点事業費(ひろば型) 4-31 3 2 3 61 法人立保育所補助金 4-32 3 2 3 64 法人立大曲南保育園建設費補助金 4-34 3 3 2 80 生活扶助費等 4-35 4 1 2 15 (新規)未熟児養育医療費 4-37 4 1 2 61 特定不妊治療・不育症治療費補助金 4-39 4 1 4 11 乳幼児健康診査費 4-40 4 1 6 10 保健事業費 4-42	3	1	6	13	敬老の日事業費	4 - 15
3 1 6 22 包括的支援事業・任意事業費 4-20 3 1 6 23 温泉ふれあい入浴サービス事業費 4-23 3 1 6 61 老人クラブ補助金 4-24 3 1 7 60/93 法人立介護保険施設等補助金/貸付金 4-25 3 1 7 92 老人デイサービス事業特別会計繰出金 4-26 3 2 2 10 児童館管理費 4-27 3 2 2 12 地域児童健全育成推進事業費 4-29 3 2 2 14 病児・病後児保育事業費 4-30 3 2 2 17 地域子育て支援拠点事業費(ひろば型) 4-31 3 2 3 61 法人立保育所補助金 4-32 3 2 3 64 法人立大曲南保育園建設費補助金 4-34 3 3 2 80 生活扶助費等 4-35 4 1 2 15 (新規)未熟児養育医療費 4-37 4 1 2 61 特定不妊治療・不育症治療費補助金 4-39 4 1 4 11 乳幼児健康診査費 4-40 4 1 6 10 保健事業費 4-42	3	1	6	17	はり、灸、マッサージ施術費助成事業費	4-16
3 1 6 23 温泉ふれあい入浴サービス事業費 4-23 3 1 6 61 老人クラブ補助金 4-24 3 1 7 60/93 法人立介護保険施設等補助金/貸付金 4-25 3 1 7 92 老人デイサービス事業特別会計繰出金 4-26 3 2 2 10 児童館管理費 4-27 3 2 2 12 地域児童健全育成推進事業費 4-29 3 2 2 14 病児・病後児保育事業費 4-30 3 2 2 17 地域子育で支援拠点事業費(ひろば型) 4-31 3 2 3 61 法人立保育所補助金 4-32 3 2 3 64 法人立大曲南保育園建設費補助金 4-34 3 3 2 80 生活扶助費等 4-35 4 1 2 15 (新規)未熟児養育医療費 4-37 4 1 2 61 特定不妊治療・不育症治療費補助金 4-39 4 1 4 11 乳幼児健康診查費 4-40 4 1 6 10 保健事業費 4-42	3	1	6	21	介護予防事業費	4 - 17
3 1 6 61 老人クラブ補助金 4-24 3 1 7 60/93 法人立介護保険施設等補助金/貸付金 4-25 3 1 7 92 老人デイサービス事業特別会計繰出金 4-26 3 2 2 10 児童館管理費 4-27 3 2 2 12 地域児童健全育成推進事業費 4-29 3 2 2 14 病児・病後児保育事業費 4-30 3 2 2 17 地域子育で支援拠点事業費(ひろば型) 4-31 3 2 3 61 法人立保育所補助金 4-32 3 2 3 64 法人立保育所補助金 4-34 3 3 2 80 生活扶助費等 4-35 4 1 2 15 (新規)未熟児養育医療費 4-37 4 1 2 61 特定不妊治療・不育症治療費補助金 4-39 4 1 4 11 乳幼児健康診査費 4-40 4 1 6 10 保健事業費 4-42	3	1	6	2 2	包括的支援事業・任意事業費	4 - 20
3 1 7 60/93 法人立介護保険施設等補助金/貸付金 4-25 3 1 7 92 老人デイサービス事業特別会計繰出金 4-26 3 2 2 10 児童館管理費 4-27 3 2 2 12 地域児童健全育成推進事業費 4-29 3 2 2 14 病児・病後児保育事業費 4-30 3 2 2 17 地域子育で支援拠点事業費(ひろば型) 4-31 3 2 3 61 法人立保育所補助金 4-32 3 2 3 64 法人立大曲南保育園建設費補助金 4-34 3 3 2 80 生活扶助費等 4-35 4 1 2 15 (新規)未熟児養育医療費 4-37 4 1 2 61 特定不妊治療・不育症治療費補助金 4-39 4 1 4 11 乳幼児健康診査費 4-40 4 1 6 10 保健事業費 4-42	3	1	6	23	温泉ふれあい入浴サービス事業費	4 - 2 3
3 1 7 92 老人デイサービス事業特別会計繰出金 4-26 3 2 2 10 児童館管理費 4-27 3 2 2 12 地域児童健全育成推進事業費 4-29 3 2 2 14 病児・病後児保育事業費 4-30 3 2 2 17 地域子育で支援拠点事業費(ひろば型) 4-31 3 2 3 61 法人立保育所補助金 4-32 3 2 3 64 法人立大曲南保育園建設費補助金 4-34 3 3 2 80 生活扶助費等 4-35 4 1 2 15 (新規)未熟児養育医療費 4-37 4 1 2 61 特定不妊治療・不育症治療費補助金 4-39 4 1 4 11 乳幼児健康診查費 4-40 4 1 6 10 保健事業費 4-42	3	1	6	6 1	老人クラブ補助金	$4 - 2 \ 4$
3 2 2 10 児童館管理費 4-27 3 2 2 12 地域児童健全育成推進事業費 4-29 3 2 2 14 病児・病後児保育事業費 4-30 3 2 2 17 地域子育で支援拠点事業費(ひろば型) 4-31 3 2 3 61 法人立保育所補助金 4-32 3 2 3 64 法人立大曲南保育園建設費補助金 4-34 3 3 2 80 生活扶助費等 4-35 4 1 2 15 (新規)未熟児養育医療費 4-37 4 1 2 61 特定不妊治療・不育症治療費補助金 4-39 4 1 4 11 乳幼児健康診查費 4-40 4 1 6 10 保健事業費 4-42	3	1	7	60/93	法人立介護保険施設等補助金/貸付金	4 - 25
3 2 2 12 地域児童健全育成推進事業費 4-29 3 2 2 14 病児・病後児保育事業費 4-30 3 2 2 17 地域子育で支援拠点事業費(ひろば型) 4-31 3 2 3 61 法人立保育所補助金 4-32 3 2 3 64 法人立大曲南保育園建設費補助金 4-34 3 3 2 80 生活扶助費等 4-35 4 1 2 15 (新規)未熟児養育医療費 4-37 4 1 2 61 特定不妊治療・不育症治療費補助金 4-39 4 1 4 11 乳幼児健康診查費 4-40 4 1 6 10 保健事業費 4-42	3	1	7	92	老人デイサービス事業特別会計繰出金	4 - 26
3 2 2 14 病児・病後児保育事業費 4-30 3 2 2 17 地域子育で支援拠点事業費(ひろば型) 4-31 3 2 3 61 法人立保育所補助金 4-32 3 2 3 64 法人立大曲南保育園建設費補助金 4-34 3 3 2 80 生活扶助費等 4-35 4 1 2 15 (新規)未熟児養育医療費 4-37 4 1 2 61 特定不妊治療・不育症治療費補助金 4-39 4 1 4 11 乳幼児健康診査費 4-40 4 1 6 10 保健事業費 4-42	3	2	2	10	児童館管理費	4 - 27
3 2 2 17 地域子育で支援拠点事業費(ひろば型) 4-31 3 2 3 61 法人立保育所補助金 4-32 3 2 3 64 法人立大曲南保育園建設費補助金 4-34 3 3 2 80 生活扶助費等 4-35 4 1 2 15 (新規)未熟児養育医療費 4-37 4 1 2 61 特定不妊治療・不育症治療費補助金 4-39 4 1 4 11 乳幼児健康診査費 4-40 4 1 6 10 保健事業費 4-42	3	2	2	12	地域児童健全育成推進事業費	4 - 29
3 2 3 61 法人立保育所補助金 4-32 3 2 3 64 法人立大曲南保育園建設費補助金 4-34 3 3 2 80 生活扶助費等 4-35 4 1 2 15 (新規)未熟児養育医療費 4-37 4 1 2 61 特定不妊治療・不育症治療費補助金 4-39 4 1 4 11 乳幼児健康診査費 4-40 4 1 6 10 保健事業費 4-42	3	2	2	14	病児・病後児保育事業費	4 - 30
3 2 3 64 法人立大曲南保育園建設費補助金 4-34 3 3 2 80 生活扶助費等 4-35 4 1 2 15 (新規)未熟児養育医療費 4-37 4 1 2 61 特定不妊治療・不育症治療費補助金 4-39 4 1 4 11 乳幼児健康診查費 4-40 4 1 6 10 保健事業費 4-42	3	2	2	17	地域子育て支援拠点事業費(ひろば型)	4 - 31
3 3 2 80 生活扶助費等 4-35 4 1 2 15 (新規)未熟児養育医療費 4-37 4 1 2 61 特定不妊治療・不育症治療費補助金 4-39 4 1 4 11 乳幼児健康診査費 4-40 4 1 6 10 保健事業費 4-42	3	2	3	6 1	法人立保育所補助金	4 - 3 2
4 1 2 15 (新規) 未熟児養育医療費 4-37 4 1 2 61 特定不妊治療・不育症治療費補助金 4-39 4 1 4 11 乳幼児健康診査費 4-40 4 1 6 10 保健事業費 4-42	3	2	3	64	法人立大曲南保育園建設費補助金	$4 - 3 \ 4$
4 1 2 61 特定不妊治療・不育症治療費補助金 4-39 4 1 4 11 乳幼児健康診査費 4-40 4 1 6 10 保健事業費 4-42	3	3	2	80	生活扶助費等	4 - 35
4 1 4 11 乳幼児健康診査費 4-40 4 1 6 10 保健事業費 4-42	4	1	2	15	(新規) 未熟児養育医療費	4 - 37
4 1 6 10 保健事業費 4-42	4	1	2	6 1	特定不妊治療・不育症治療費補助金	4 - 39
	4	1	4	11	乳 幼児 健康診査費	4 - 40
4 1 6 11 大腸がん検診研究事業費 4-45	4	1	6	10	保健事業費	4 - 42
	4	1	6	11	大腸がん検診研究事業費	4-45

3 款 1項 1目 11事業

新規 · (継続) · 廃止

課所名 健康福祉部 社会福祉課

(施策の大綱) 社会福祉の充実

(施策) 地域福祉の推進

(基本事業) 新たな支え合いのネットワーク構築

【事 業 名】 民生委員・児童委員活動費

【説明項目】 民生委員・児童委員活動費の支給について

【25年度】 27,426 千円【24年度】

28,363 千円 【増減額】

△ 937 千円

1. 事業の目的

民生委員・児童委員が、社会福祉の精神をもって常に住民の立場に立って相談に応じ、地域福祉の推進役としての活動を支援するため活動費を支給し、地域福祉の向上と民生の安定に資することを目的とする。

2. 事業の目標(数値目標)

活動費を補助することにより民生児童委員265名の相談支援活動や見守りの充実、また、地区の実情に応じた14地区民生児童委員協議会の活動を支援し、地域福祉の向上を推進する。

3. 事業の概要

- ●・民生委員児童委員の活動費補助 24,520千円
 - ・地区民生児童委員協議会運営費 1,111千円
 - ・市民生児童委員協議会事業費の補助 1,577千円
 - · 事務費 218千円

○活動費の支給対象経費

- ・日常的な委員活動に対する費用弁償
- ・活動上の知識習得に関する経費
- 民生児童委員協議会の運営費
- ○大仙市民生児童委員協議会事業
 - ・自主事業研修会の実施
 - ・国、県民児協研修会への委員参加調整
 - ・県、地区民児協との連携調整
- ○活動費、運営費ともに基準算定額により 市民児協を経由し地区民児協へ交付。
- ○一斉改選(平成25年12月1日)に係る事務経費
 - •退任委員記念品代
 - · 感謝状、委嘱状筆耕手数料

補助金交付內訳	交付金額 (円)
県交付金	
委員活動費 52,700 円/人	13,965,500
地区運営費 41,500 円/人	581,000
委員運営費 2,000 円/人	530,000
旅費相当分 176,100 円	176,100
小計	15,252,600
市補助金	
委員活動費 39,300 円/人	10,414,500
役職加算(地区会長) 5,000 円/人	70,000
(地区副会長) 2,500 円/人	70,000
市民児協活動補助金 1,400,000 円	1,400,000
小 計	11,954,500
금 計	27,207,100

4. これまでの成果と今後の方向性

核家族化の進行や高齢者世帯の増加などにより、地域ではさまざまな福祉課題が山積している。課題に対応するためには、人々との「社会的繋がり」や「地域再生」が求められている。

こうした中、民生児童委員の活動は、地域福祉の原動力となり大仙市が掲げる「安心して健やかに暮らせるまちづくり」の実現に寄与している。

本事業は、この民生児童委員活動に必要な経費を支給しているものであり、民生児童委員の安定的かつ継続的な活動を支援していくうえで必要な補助である。

《H24年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》

日常の社会生活における課題等が複雑多様化してきている中で、地域に精通した民 生児童委員の相談支援活動は広範多岐にわたるものである。

このため、地域での民生児童委員の果たす役割の増大とともに、その活動経費も増加すると考えられ委員活動費は現状維持とし、見直しは市民児協の活動補助内容とした

総合評価 (今後の方向性)

改善しながら 継続

5. 財源内訳

(単位: 千円)

予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
27, 426	15, 382			12,044

【国県支出金】 15款3項2目:民生委員・児童委員活動移譲事務交付金

【そ の 他】

3 款 1 項 1 目 15事業

新規 ・ 継続 ・ 廃止

課所名 健康福祉部 社会福祉課

(施策の大綱) 社会福祉の充実

(施策)地域福祉の推進

(基本事業)新たな支え合いネットワーク構築

【事業名】 子ども・若者育成支援事業費

【説明項目】 子ども・若者育成支援事業の概要について

【25年度】

9,731 千円【24年度】

0 千円【増減額】

9,731 千円

1. 事業の目的

次代を担う子ども・若者の中には、引きこもりや不登校、若年無業者、発達障害等により社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の抱える問題が深刻化している。こうした対象者を総合的に支援するため、保健、医療、教育、福祉、雇用などの関係機関が連携し、修学・復学支援や就業支援など学校復帰又は社会復帰のための支援事業を行う。

2. 事業の目標(数値目標)

子ども・若者育成支援推進法の施行を機に、困難を有する子ども・若者(0歳~39歳)を総合的に支援する枠組みを構築し、社会生活を円滑に営むことができるように相談や助言等、解決に繋げるための支援を通じ、年間相談見込者数約40人の1割程度の学校復帰又は社会復帰(就労)を目指す。

【25年度見込】相談見込者数:40名 相談件数:480件(40名×12ヶ月)

3. 事業の概要

◆大仙市子ども・若者サポートネット協議会の設置

不登校やニート、ひきこもり等、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者とその 家族等に対し、教育・福祉・保健・医療・矯正・更生保護・雇用等の関係機関・団体が行う支援を 適切に組み合わせることにより、より効果的な支援を行えるようにするために、協議会を設置す る。

◆協議会の業務

ア) 設置場所:現在の中通児童館を「大仙市子ども・若者総合相談センター」に転用し、協議会

の活動の拠点とする。

イ) 調整機関:職 員・・・嘱託職員2名

業 務…①協議会に関する事務総括

- ②支援の実施状況の進行管理
- ③関係機関との連絡調整

ウ) 支援機関:委託先…NP0法人大仙親と子の総合支援センター

職員…常勤職員1名 非常勤職員2名

美 務・・・①気軽に参加できる居場所づくり

②対人スキルなど自立準備トレーニング

③復学や就労に向けた個別プログラムによる自立支援活動

◆事業費

◎協議会及び施設管理経費 5,581千円 ◎委託料 4,150千円 ·協議会嘱託職員人件費(2名分)4,774千円 · 常勤相談員人件費(1名分) 1,198千円 • 土地賃借料 200千円 ·非常勤相談員人件費(2名分)2,212千円 • 光熱水費、備品等 497千円 ・訪問等の費用弁償 115千円 ・ネットワーク協議会委員報酬 ・協力企業に対する謝金 110千円 400千円 • 事務費等 225千円

【参考】H24実績(H24.4月~9月)

■フリースペースびおら利用者

	利用者数	延べ合計
小学生	120名	
中学生	28名	553名
高校生	80名	993名
一般	325名	

※「一般」は保護者も含む人数

※H24総事業費 9,696千円

財源: 県緊急雇用創出臨時対策基金事業 4,696千円 協働プラン提案事業補助金 5,000千円

(県からNP0法人に直接交付)

4. これまでの成果と今後の方向性

- 〇平成24年度まで、教育委員会生涯学習課が主務課となり青少年自立困難者訪問サポート事業として実施。
- ○平成25年度以降は、社会福祉課が主務課となり、子ども・若者育成支援事業を実施。 利用者情報の把握及び大仙市子ども・若者総合相談センターとの情報共有を図り、子ども・若者が自立し、生活できるよう支援する。

《H24年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》

総合評価 (今後の方向性)

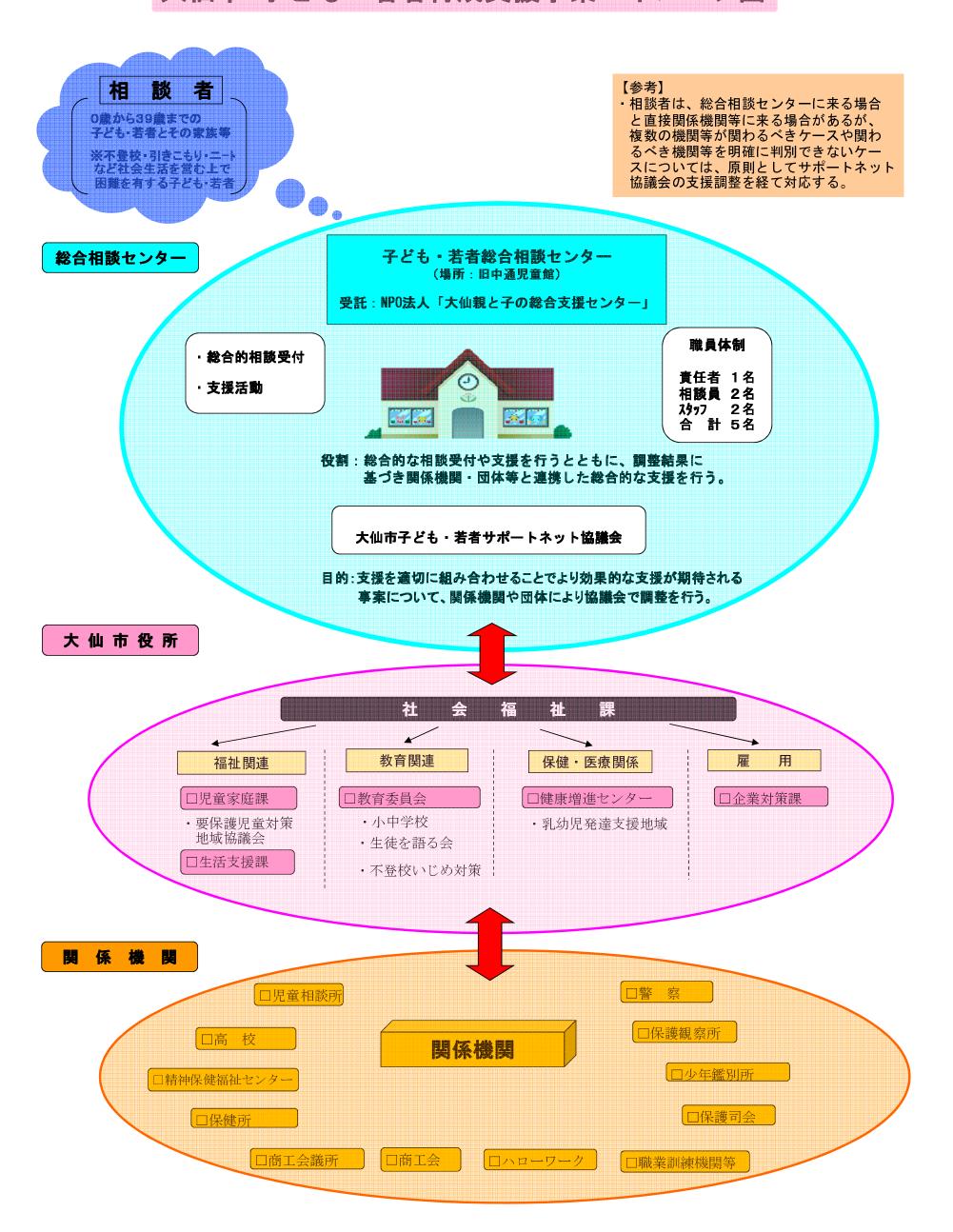
(単位:千円)

予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
9, 731			4,774	4, 957

【国県支出金】

【その他】 18款1項1目:地域雇用基金繰入金

大仙市 子ども・若者育成支援事業 イメージ図



事 業 説 明

1項 1目 31事業 3 款

(継続) 新規 廃止 課所名 健康福祉部 社会福祉課

(施策の大綱) 社会福祉の充実 (施策) 地域福祉の推進 (基本事業) 新たな支え合いのネットワーク構築

【事業名】 地域支え合い事業費

地域支え合い事業の内容について 【説明項目】

【25年度】 1,205 千円【24年度】 1,335 千円【増減額】

△ 130 千円

1. 事業の目的

高齢者や障がい者等を対象に、地域による見守りなどを行い、住みなれた地域において安心して生活を継続することがで きる支援体制の構築を目的とする。

2. 事業の目標(数値目標)

【目標】

①見守り支援体制の整備 : 地域見守り支援体制における自治会との協力協定

- ②結いっこサービス (生活基盤支援サービス) 利用者数 : 《目標H28年度80人》H24年度34人 → H25年度45人
- ③生活介護支援サポーター養成人数 : 《目標120人》H21~H24年度93人 → H25年度 30人
- 3. 事業の概要

(1)見守り支援体制の構築及び災害時避難支援体制の整備 予算額:490千円

- ▶ 自治会等との(仮称)「地域支え合い協力協定」締結による見守り及び避難支援体制の構築 それぞれの地域における見守り支援体制構築に向け、自治会等と協定を締結。 要援護者情報を共有し、平常時からの見守り支援体制及び災害時の避難支援体制の構築を図る。
 - ・(仮称)「地域支え合い協力協定」締結に要する経費
 - ・要援護者情報共有及び台帳管理に要する経費 387千円

(2) 結いっこサービス(生活基盤支援サービス)事業費補助金 予算額:517千円

- H24年度から大仙市社協の自主事業として実施されている「結いっこサービス」に対し、活動費 等の必要経費の一部を財政支援するもの。
 - : 大仙市社会福祉協議会 ○交付先
 - :日常生活上の軽易な困りごと等、何らかの援助を必要としたときに(3)のサポーターが自宅を訪問し、本人が求める支援を行う。→利用登録制 ○サービス内容

- : 結いっこサービス事業実施に係る経費(食糧費除く) ○補助対象経費 ○補助金算出根拠: (補助対象経費911千円-利用料収入135千円) ×2/3
- **(3)生活-介護支援サポーター養成** 予算額:198千円
- ●「地域福祉の担い手」としての役割を担うとともに、「結いっこサービス」の訪問員として支援活 動を行う「サポーター」を養成するもの。
 - 一般市民を対象とし、一定の福祉や介護に関する知識及び技術の習得に要する講義・実習に係る
 - ○委託先:大仙市社会福祉協議会
- 4. これまでの成果と今後の方向性
- ○平成23年度に民間事業者との見守り協力協定を締結(16事業者19事業所)
- ○平成24年度に自治会に対し地域アンケート調査を実施。その結果を踏まえ地域のセーフティネット拡充のための 取り組みを行う
- ○市社協の自主事業である「結いっこサービス」については、体制の確立に向けた支援等を行うとともに、利用者 数と訪問員数の地域バランスを考慮し、継続して生活・介護支援サポーターの養成を行うこととする。

《H24年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》

○ 結いっこサービスについてはH24年度から市社協の自主事業とし、利用対象者の見直しを実施。 今後はサービス内容を検討しながら取り組みをすすめ、利用拡大を図る。

○ 自治会等との連携による要援護者を地域で見守る支援体制構築に向け、自治会に対し住民同士の 支え合いに関する「地域アンケート」を実施。アンケート結果を踏まえ、自治会等との協定締結及び要 援護者情報共有について検討し、実施していくこととする。

○ 要援護者情報については、情報の一元化など、関係機関と連携を図る必要があり、効果的な事業 運営について検討しながら取り組みを進めることとする。

総合評価 (今後の方向性)

改善しながら 継続

5. 財源内訳

(単位: 千円)

予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
1, 205				1, 205

【国県支出金】

【そ の 他】

3款 1項 2目 91事業

新規 ・継続 ・ 廃止

課所名

健康福祉部 生活支援課

(施策の大綱) 社会福祉の充実

(施策) 障がい児・者福祉の充実

(基本事業) 経済的負担の軽減

【事 業 名】 障がい者(児)タクシー利用券給付事業費

【説明項目】 障がい者及び障がい児に対するタクシー券給付について

【25年度】

3,189 千円【24年度】

3,599 千円【増減額】

△ 410 千円

1. 事業の目的

障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)及び人工透析患者が利用するタクシー料金の一部を給付することにより、障がい者(児)又はその家族の経済的負担を軽減する。

2. 事業の目標

公的機関の手続き、在宅福祉サービスの利用及び社会参加への活動の際の利用並びに通院時のタクシーを利用する際の助成を行い、障がい者等の生活範囲の拡大と更なる社会参加の促進を図る。

3. 事業の概要

(1) 対象者数等

身体障害者手帳1級、2級及び3級 (3級は下肢、体幹、呼吸器、視覚に 障がいのある方、人工透析を受けて いる方)、療育手帳A及び精神保健福 祉手帳1級。ただし、施設入所者、

(軽)自動車税の減免適用者及び人工透析通院費支給事業の適用者は対象外。(詳細は右欄)

	E-216 M O		身体障害者手帳	3,086人
手巾	長所持者①	3,472人	療育手帳	306人
			精神保健福祉手帳	80人
	施設入所者②	2,140人	障害者支援施設	280人
対	地段バ州省②	2, 140/	介護保険施設	1,860人
象	 自動車税減免者③	478人	普通自動車	190人
外	日期年稅成先有③	410八	軽自動車	288人
121	透析通院費受給者④	72人		
	計 (②+③+④) ⑤	2,690人		
	当該事業対象者	700 1		
	(1-5)	782人		

(2) タクシー利用券

- ・ タクシー利用券1枚当たりの給付額を600円とし、交付枚数は申請月から当該年度の3月までの月 数に2を乗じて得た枚数以内(年間最大24枚)。
- ・ タクシー利用券の有効期間は、交付の日からその日の属する年度の3月31日まで。

(3) 前年度実績、今年度実績見込及び次年度見込

		H23実績	H24実績 見込①	H25見込 ②	比較 ②-①
身体障害者手帳1約	汲	160人	154人	150人	△ 4人
身体障害者手帳2約		112人	120人	120人	0人
身体障害者手帳3約	汲	81人	69人	66人	△ 3人
療育手帳A等級		9人	7人	8人	1人
精神障害者保健福祉手帳1級		6人	15人	18人	3人
計	368人	365人	362人	△ 3人	
交付枚数		8, 120枚	8,010枚	8,060枚	50枚
利用枚数		5,045枚	5,030枚	5, 100枚	70枚
利用率		62.1%	62.8%	63.3%	
利用金額(※)		3,027千円	3,018千円		
予算額		3,600千円	3,456千円	3,060千円	△ 396千円
(※) 12月×利用枚数× <u>差引</u>		573千円	438千円		
600円(初乗り分) 予算		0.4 10/	07 20/		

84.1%

執行率

4. これまでの成果と今後の方向性

- ・経済的な負担軽減が図られていることから好評を得ている。
- ・日常生活及び社会参加の外出支援として定着してきており、今後も継続が望まれる。

《H24年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》

外出支援としては有効な事業であり、(軽)自動車税の減免申請者や人工透析通 院費申請者の情報把握を適切に行い、今後も制度を適用される方の平等性を確保す るとともに、広報及び障がい福祉ガイドブックを通じて制度の周知を図る。 総合評価 (今後の方向性) 改善しながら 継続

5. 財源内訳

(単位: 千円)

予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
3, 189				3, 189

87.3%

【国県支出金】

3款 1項 2目 97事業

新規 ・ 継続 ・ 廃止

課所名

健康福祉部 生活支援課

(施策の大綱) 社会福祉の充実

(施策) 障がい児・者福祉の充実

(基本事業) 経済的負担の軽減

【事 業 名】 人工透析通院費支給事業費

【説明項目】 人工透析通院者に対する通院費助成について

【25年度】

3,461 千円【24年度】

3,622 千円【増減額】

△ 161 千円

1. 事業の目的

腎臓の機能に障がいを有する方が、医療機関において慢性透析療法による医療の給付を受けるため、 その医療機関への通院に要した交通費の一部を助成し、経済的負担の軽減及び福祉の増進を図る。

2. 事業の目標(数値目標)

・ 対象者は限られているが、通院は月に13回前後で年間150回を超えるため、当該事業の対象となる 方への漏れのない制度利用に努める。

3. 事業の概要

(1) 対象者

- ・居住地から医療機関までの距離が片道5キロメートル以上の方
- ・障がい者(児)タクシー利用券の給付を受けていない方

(2) 支給額

支給対象者の居住地から医療機関までの往復距離数に通院回数を乗じて得た距離数に1kmあたり10円を乗じて得た額

	ŀ	H23実績	H24	実績見込①	H2	5見込②	比較	(2-1)
	利用者	年間給付額	利用者	年間給付額	利用者	年間給付額	利用者	年間給付額
5~10km未満	18人	312, 320円	17人	349, 120円	18人	349, 120円	1人	0円
10~15km未満	6人	205,870円	6人	226,900円	7人	226,900円	1人	0円
15~20km未満	20人	870, 970円	20人	902, 930円	18人	852, 760円	△ 2人	△ 50,170円
20~25km未満	19人	1,020,430円	16人	1,047,720円	17人	1,047,720円	1人	0円
25~30km未満	6人	478,670円	9人	620,660円	9人	620,660円	0人	0円
30~35km未満	2人	114, 320円	0人	0円	1人	109, 200円	1人	109, 200円
35~40km未満	3人	245, 340円	2人	220, 100円	2人	220, 100円	0人	0円
計	74人	3,247,920円	70人	3,367,430円	72人	3,426,460円	2人	59,030円
予算額		3,589,650円		3,589,650円				_
差引		341,730円		222, 220円				
予算執行率		90.5%		93.8%				

4. これまでの成果と今後の方向性

対象者は、片道5km以上(5km未満については障がい者(児)タクシー利用券給付事業対象)とし、1km あたり10円の助成としたことで、給付額に公平性が保たれ、利用者には好評である。

また、対象者及び介護者の経済的負担軽減策の一つとして定着しており、今後も継続したい。

《H24年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》

総合評価 (今後の方向性)

・全体としての利用者数、給付額の変動は少なく事業は有効活用されている。 ・今後、新たな透析患者等に対する事業の周知並びに医療機関に対しては、広報及 び障がい福祉ガイドブックを通じて制度の周知を徹底する。

現状のまま 継続

5. 財源内訳

(単位:千円)

予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
3, 461				3, 461

【国県支出金】

事 業 説 明

3 款 1 項 5 目 12 事業

新規 ・ (継続) • 廃止 課所名

健康福祉部 生活支援課

(施策の大綱) 社会福祉の充実

(施策) 障がい児・者福祉の充実

(基本事業) 障がい福祉サービスの充実

障がい福祉サービス給付費

【説明項目】 障がい福祉サービス事業所が提供するサービス給付費の支払いについて

1,305,481 千円【24年度】 1,213,457 千円【増減額】 【25年度】 92,024 千円

1. 事業の目的

障がい者、障がい児が有する能力や適性に応じて、自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来 るよう、希望に応じて必要な居宅サービス、日中活動サービス等に係る給付を総合的に提供することに より、障がい者、障がい児の地域における自立生活を支援し、福祉の増進を図る。

2. 事業の目標(数値目標)

サービス利用者数

年度	延べ利用者数
H22	930人
H23	946人
H24	952人・見込み
H25	976人・見込み

利用者は年々増加しており、サービスを必要としている方に対する制度 として適正かつ有効に活用されている。

・平成25年度 主なサービスの利用見込み人数 介護給付627人 訓練等給付209人 相談支援給付費(障がい者)113人 障害児通所給付費16人 相談支援給付費(障がい児)11人

3. 事業の概要

障がい福祉サービスの利用者に対して支給決定を行い、市は次のサービス利用に応じた給付費をサー ビス提供事業者に対して原則9割(※)を支給する。(下記のサービス種類の内容についての詳細は別紙 に記載。)

- (1) 障がい者及び障がい児に対するサービス

 - 1. 居宅介護 2. 同行援護 3. 療養介護 4. 生活介護 5. 短期入所 6. 共同生活介護 7. 施設入所支援 8. 自立訓練 9. 就労移行支援 10. 就労継続支援 11. 共同生活援助
- (2) 障がい児に対するサービス【法改正により平成24年度より実施した新事業】
 - 1. 障害児発達支援 2. 医療型児童発達支援 3. 放課後等デイサービス
- (3)障がい者及び障がい児に対する計画相談支援【法改正により平成24年度より実施した新事業】
 - 1. 計画相談支援(障がい者) 2. 相談支援給付(障がい児)
- (4) その他
 - 1. 補足給付費

(施設入所者の食費、光熱水費負担軽減、グループホーム・ケアホーム利用者の家賃補助)

- 2. 療養介護医療費 3. 肢体不自由児通所医療費
- ※市の9割負担分は、国1/2、県1/4、市1/4

【平成25年度に増額が見込まれる主な要因】

- ・平成24年度からの報酬改定と、利用者の増員(生活介護、施設入所支援、就労継続支援)
- ・療養介護の一部施設の、経過的措置の変更による報酬の増額。
- ・年次計画で実施している、計画相談支援給付費の対象者の増員。

4. これまでの成果と今後の方向性

障がいがある方やその家族の精神的・経済的負担が軽減されている。障害者総合支援法へと法律が改 正されるが、引き続き実施される事業であり、対象者の支援制度として不可欠であり継続を図る。

《H24年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》

総合評価 (今後の方向性)

障害者自立支援法に基づく事業でありサービス利用者は年々増加している。

対象者の支援制度として有効に活用されており、国の必須事業であることから、 現状のまま継続する。

現状のまま 継続

5. 財源内訳

(単位: 土田)

				- 「半位・1 口)
予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
1, 305, 481	976, 722	0	0	328, 759

【国県支出金】 14款1項1目:障害福祉サービス事業費負担金

651,046千円

15款1項1目:障害福祉サービス事業費負担金

15款3項2目:障害者自立支援法関連委譲事務交付金

325,523千円

別紙

※表中の「対象者」欄は、支援を行う障がいの区分を記載したもの。 身=身体障がい者、知=知的障がい者、精=精神障がい者、児=障がい児

1. 障がい者及び障がい児に対するサービスの種類と内容等

				2	3年度実績額	24年	度実績見込(A)	254	年度見込み(B)	比	較(B)-(A)	
サービ	゛ス種類	対象者	サービス内容	利用人数	金額	利用 人数	金額	利用人数	金額	利用 人数	金額	備考
居宅介護	连	身/知 精/児	ヘルパーが障がい者の自宅で、入浴、排泄、食事等の介護を行い、障がい者が居宅において日常生活を行うのに必要な支援を行う。	59人	33,574,881円	50人	30,620,001円	48人	32, 198, 532円	△ 2人	1,578,531円	
同行援護	差	身/児	視覚障がいにより、移動が著しく困難で、外出時において同行し、移動に必要な情報の提供や移動 の支援を行う。	2人	307,070円	2人	1,041,420円	2人	1, 222, 560円	0人	181, 140円	
療養介護	美	身/知/精	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話を行う。	6人	17,867,280円	20人	49, 361, 830円	20人	62, 391, 744円	0人	13,029,914円	※ 2
生活介護	连	身/知/精	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排泄、食事等の介護を行います。 施設によっては創作的活動または生産活動の機会を提供する。	248人	420,988,509円	310人	571, 265, 000円	312人	578, 816, 208円	2人	7, 551, 208円	※ 1
短期入河	f		自宅で介護する方が病気の場合等に、短期間(夜間含む)において、施設で入浴、排泄、食事等の介護を行う。	9人	5,735,186円	6人	4, 133, 152円	8人	6, 567, 894円	2人	2,434,742円	
共同生活	5介護	身/知/精	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排泄、食事等の介護を行う。	20人	27, 243, 640円	20人	31,227,074円	21人	32, 736, 060円	1人	1,508,986円	※ 1
施設入別	斤支援	身/知/精	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排泄、食事等の介護を行う。	255人	310, 135, 071円	214人	225,718,246円	216人	229, 330, 816円	2人	3,612,570円	※ 1
	機能訓練	身	身体に障がいがある方が、施設若しくはサービス事業所において、又は居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談、助言その他の必要な支援を行う。	1人		1人		1人		0人		
自立訓練	生活訓練	知/精	知的、精神に障がいがある方が、施設若しくはサービス事業所において、又は居宅を訪問することによって、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談、助言、その他の必要な支援を行う。	24人	37, 697, 970円	23人	43, 542, 386円	22人	45, 717, 595円	△ 1人	2, 175, 209円	
į 	宿泊型	知/精	日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方等であって、地域移行に向けて一定期間、居 住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練、その他の支援を行う。	5人		8人		7人		△ 1人		
就労移行		身/知/精	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要 な訓練を行う。	9人	15,574,780円	6人	12, 787, 136円	11人	19, 394, 616円	5人	6,607,480円	
			通常の事業所で働くことが困難な方や就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない方や、一定年齢に達している方などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識、能力の向上や維持が期待される方への支援を行う。	109人	132, 451, 397円	124人	172, 306, 848円	136人	180, 763, 764円	12人	8, 456, 916円	※ 3
共同生活	5援助	身/知/精	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。	29人	20,632,540円	32人	25,621,400円	32人	26, 396, 160円	0人	774, 760円	※ 1
			小青山		1,022,208,324円		1, 167, 624, 493円		1,215,535,949円		47,911,456円	

2. 障がい児に対するサービスの種類と内容等

			2	3年度実績額	24年	E度実績見込(A)	25年	F度見込み(B)	比	較(B)-(A)	
サービス種類	対象者	サービス内容	利用人数	金額	利用人数	金額	利用 人数	金額	利用 人数	金額	備考
児里発達文援 センター		施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等 の必要な支援を行う。	0人	0円	8人	2,556,965円	8人	3, 920, 364円	0人	1,363,399円	
医療型児童発達 支援センター	児	肢体不自由のある児童についてき、医療型児童発達支援センター又は指定医療機関等に通わせ、児 童発達支援及び治療等の必要な支援を行う。	0人	0円	2人	286,164円	1人	239, 112円	△ 1人	▲ 47,052円	
放課後等デイサービス	児	学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障がい児について、授業の終了後又は休業日に児 童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進 等の必要な支援を行う。	4人	376, 290円	4人	544,526円	7人	1, 175, 472円	3人	630, 946円	※ 6
	-	小 計 ②		376, 290円		3, 387, 655円		5, 334, 948円		1,947,293円	

3. 障がい者及び障がい児に対する計画相談支援

			4	23年度実績額	24年	医実績見込(A)	25年	F度見込み(B)	比	:較(B)-(A)	
サービス種類	対象者	サービス内容	利用人数	金額	利用人数	金額	利用人数	金額	利用 人数	金額	備考
計画相談支援給付	身/知/精	具体的なサービス利用や支援の必要性が見えてきても、自らの生活について、計画を立てることや制度・サービスの利用調整に困難を抱えている人に対しては、当事者の希望により個別支援計画を 作成し、その計画に沿った相談支援を行う。		794,000円	29人	2, 126, 950円	113人	8, 796, 550円	84人	6,669,600円	※ 4, 6
障がい児相談支援給付		障がい児の心身の状況、環境、障がい児又は保護者のサービス利用の意向、利用する障害児通所支援の種類及び内容等を定めた計画を作成、その計画に沿った相談支援を行う。	0人	0円	9人	644,000円	11人	558,000円	2人	▲ 86,000円	
		小 計 ③		794,000円		2, 770, 950円		9, 354, 550円		6,583,600円	

3. その他

			2	23年度実績額	24年	E度実績見込(A)	25	年度見込み(B)	片	Ľ較(B)−(A)	
サービス種類	対象者	サービス内容	利用人数	金額	利用 人数	金額	利用人数	金額	利用 人数	金額	備考
補足給付費	身/知/精	施設入所の低所得者に係る食費・光熱水費の実費負担を軽減を行う。	192人	38,614,480円	202人	40,653,446円	197人	40,861,608円	△ 5人	208, 162円	
補足給付費	児	施設入所の低所得者に係る食費・光熱水費の実費負担を軽減を行う。	0人	0円	8人	2, 565, 893円	0人	0円	△ 8人	▲ 2,565,893円	
補足給付費		グループホーム・ケアホーム入所者についての家賃補助を行う。	49人	2,880,000円	52人	6,056,000円	53人	6, 360, 000円	1人	304,000円	
療養介護医療費	身/知/精	医療と常時介護を必要とする障害者に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生 活の支援を行う。	6人	3,933,433円	20人	21,865,402円	20人	24, 612, 240円	0人	2,746,838円	
肢体不自由児通所 医療費	児	学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障がい児について、授業の終了後又は休業日に児 童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進 等の必要な支援を行う。	0人	0円	2人	178,941円	1人	32,820円	△ 1人	▲ 146,121円	※ 5
		小 計 ④		45, 427, 913円		71, 319, 682円		71, 866, 668円		546, 986円	
		合計 (①+②+③+④) ⑤		1,068,806,527円		1,245,102,780円		1,302,092,115円		56,989,335円	

	国庫 (1/2)	533, 579, 933円	622, 551, 390円	651, 046, 057円	28, 494, 667円	
⑤の財源内訳 (負担率)	県 (1/4)	266, 789, 966円	311, 275, 695円	325, 523, 028円	14, 247, 333円	
	市 (1/4)	268, 436, 628円	311, 275, 695円	325, 523, 030円	14, 247, 335円	

- ※1 平成24年度中の利用者増
- ※2 18歳以上の障害児入所施設利用者について、医療型は全て療養介護に含まれたための増(療養介護医療費も同じ)
- ※3 24年度中の利用者の増に加え、養護学校新卒者、一般新規利用者、新規事業所開設による増。
- ※4 24年度からの継続モニタリング実施22名と,25年度新規対象実施者122名(25年度対象は訪問系サービス及びGH、CH利用者)
- ※5 18歳未満の児童が医療型発達支援のサービスを受けた際に行われる医療に対する医療費分
- ※6 23年度で廃止となった項目について、「児童デイ」については「放課後等デイサービス」に、「サービス利用計画作成」については「計画相談支援」に、「旧法施設支援」は「施設入所支援」併せて記載

3 款 1 項 5 目 20 事業

新規 ・継続 ・ 廃止

課所名

健康福祉部 生活支援課

(施策の大綱) 社会福祉の充実

(施策) 障がい児・者福祉の充実

(基本事業) 経済的負担の軽減

【事 業 名】 障がい者通所施設等交通費助成金支給事業費

【説明項目】 障がい者施設等に通所する障がい者等に対する交通費の助成について

【25年度】

1,292 千円【24年度】

1,660 千円【増減額】

△ 368 千円

1. 事業の目的

自ら交通費を負担しながら就労継続支援施設又は就労移行支援施設に通所している障がい者又はその 家族に対し交通費を助成することにより、精神的・経済的負担を軽減し、安心して自立した日常生活又 は社会生活を営むことが出来るように支援するとともに、市内事業所への利用を積極的に推進するため に、通所に要する交通費の一部を助成する。

2. 事業の目標(数値目標)

- ・本事業の対象者は、現利用者30名(公共交通機関利用者8名、自家用自動車利用者22名)。
- ・新規利用者4人(公共交通機関利用者2名・自家用自動車利用者2名)を想定。
- ・平成24年度における全事業所の利用者は61人、利用率は49.2%である。
- ・利用していない31人は、徒歩、自転車又は事業所送迎車による通所。

3. 事業の概要

(1) 対象事業所

障がい福祉サービス事業所ほっぺ(大曲:就労移行・就労継続B)、テンダーランドリーファクトリー(神岡:就労移行・就労継続B)、ふれあい(大曲:地域活動支援センター)。

(2) 対象者

公共交通機関を常に利用してその運賃を負担している者又は通所のため自家用自動車を常に使用してその費用を負担している方。

(3) 助成額

公共交通機関を利用している場合は毎月支払った一般旅客自動車運賃又は鉄道運賃、自家用自動車を使用している場合は居住地から通所施設までの往復距離数に通所回数と距離数に10円を乗じて得た額とし、それぞれ月額5,000円を上限とする。(年間最大60,000円支給)

			H23実績			H2	4実績見込①			I	H25見込②				比較 (2-1)	
)	人数	金	額)	人数	金額		,	人数	金	:額	,	人数	金	額
	公共 交機関	自家用 自動車	公共交通 機関	自家用自動車	公共 交機関	自家用 自動車	公共交通 機関	自家用自動車	公交機関	自家用 自動車	公共交通 機関	自家用 自動車	公共 交機 関	自家用 自動車	公共交通 機関	自家用自動車
ほっぺ	6人	8人	286,170円	193,420円	7人	6人	326,590円	145,060円	7人	6人	327,600円	167,860円	0人	0人	1,010円	22,800円
テンダー	0人	3人	0円	74,680円	0人	8人	0円	296,310円	0人	8人	0円	425,420円	0人	0人	0円	129,110円
ふれあい	2人	6人	191,940円	159,320円	1人	7人	60,000円	278,260円	1人	7人	54,000円	309,840円	0人	0人	△ 6,000円	31,580円
計	- 8人	17人	478,110円	427,420円	8人	21人	386,590円	719,630円	8人	21人	381,600円	903,120円	0人	0人	△ 4,990円	183,490円
合計		25人		905,530円		29人	1	,106,220円		29人	1	,284,720円		0人		178,500円
予算額			1	,088,160円			1	,655,520円								
差引			Δ	182,630円			Δ	549,300円								
執行率				83. 2%				66.8%								

4. これまでの成果と今後の方向性

利用者、家族及び事業所からは好評を得ていることから今後とも継続する。

なお、対象要件である「1箇月の開設日数(最大23日)の2分の1以上の通所」について、医療機関への 定期受診等により支給基準を満たさない場合であっても支給要件に該当した。

《H24年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》

公共交通機関が運行されていない空白地域、障がいの状況により最寄りのバス停留所から乗車できない若しくは往復のどちらかにバスが運行されておらず、やむを得ず乗合タクシー等で通所しなければならない場合の助成については、利用者の不利益にならないよう、弾力的に運用する。

総合評価 (今後の方向性)

改善しながら 継続

5. 財源内訳

(畄位: 壬田)

予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
1,292				1,292

【国県支出金】

3款 1項 5目 60事業

新規 ・継続 ・ 廃止

課所名

健康福祉部 生活支援課

(施策の大綱) 社会福祉の充実

(施策) 障がい児・者福祉の充実

(基本事業) 経済的負担の軽減

【事 業 名】 障がい者施設運営事業費補助金

【説明項目】 施設運管

施設運営費の助成について

【25年度】

1,035 千円【24年度】

1,035 千円【増減額】

0 千円

1. 事業の目的

これまで整備費の一部を補助した社会福祉法人立の「障がい者就労支援施設」の運営経費に助成することにより、当該施設の運営の安定を図り、もって障がい者福祉の向上に資するもの。

2. 事業の目標(数値目標)

障がい者の社会復帰や社会参加を目指した通所施設事業への財政支援を通じ、障がい者の自立の促進を図るとともに、障がい者自立支援施設の円滑な運営を支援する。

ただし、財政支援は、事業運営が安定すると見込まれる平成23年7月の開所から平成25年度末(3ヵ年度)までとする。

3. 事業の概要

就労継続支援B型として開設(平成24年7月より就労移行支援事業追加)した事業(高齢者施設及び医療機関等の私物、白衣及びおしぼり等のクリーニング業務)は、使用する水道量が多く、簡易水道及び下水道の使用料金が高額になることを考慮し、その経費に対し補助するもの。

《助成概要》

補助金の交付対象経費	補助対象施設の運営費のうち、水道料金及び下水道使用料とする。
補助金の額	補助金の額は、補助対象経費の4分の1に相当する額とする。
補助金の交付対象期間	補助金の交付対象期間は、補助対象者が補助対象施設を開所した
而为亚。人口内外别的	 日が属する年度から3年度とする。

《実績額及び見込み額等》

	簡易水道料① 円	補助額② 円 (①×1/4)	下水道料③ 円	補助額④ 円 (③×1/4)	補助額合計⑤ (②+④) 円	《参考》 予算額	備考
平成23年度実績 (7月~3月)	840, 660円	210,000円	298, 280円	74, 000円	284, 000円		補助額は予算額の 約48%
平成24年度 実績見込み	1, 502, 880円	375, 000円	1, 188, 850円	297, 000円	672, 000円	1, 035, 000円	約48% 補助額は予算額の 約65%
平成25年度	2, 404, 610円	6 01 , 000 円	1, 902, 160円	475, 000円	1, 076 , 00 0円		当初計画額(1,301 千円)の約80%

4. これまでの成果と今後の方向性

開設3年目となる今年度は、市内外の利用者が年々増加(定員45名に対し登録者55名、利用者35名) し、事業所の安定した事業の運営が図られ、併せて障がい者の利用拡大に繋がっている。

《H24年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》

開所当時よりクリーニングの業務量は増加しており、水道料等使用量も増加しているが、平成23年当初の数値には至らないと想定している。

障害者自立支援法の観点から、自助努力による経営の安定化を目指していただき、予算の範囲内で助成する。

総合評価 (今後の方向性)

改善しながら 継続

5. 財源内訳

(単位: 千円)

予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
1,035				1,035

【国県支出金】

3 款 1 項 6 目 11 事業

新規 ・継続 ・ 廃止

課所名 健康

健康福祉部 地域包括支援センター中央

(施策の大綱) 高齢者福祉の充実

(施策) 高齢者の暮らしを支える体制の充実

介護予防事業と介護保険事業の推進

(基本事業)

【事業名】 高齢者生活支援サービス事業費

【説明項目】 家族介護支援や生活支援サービス等の概要について

【25年度】

51,590 千円【24年度】

49,795 千円【差引額】

1,795 千円

1. 事業の目的

高齢者やその家族に対し、介護予防サービスや生活支援サービス又は家族介護支援サービスを提供することにより、これらの者の自立生活の継続と生活の質の確保を図り、総合的な保健福祉の向上に資することを目的とする。

2. 事業の目標(数値目標)

高齢者約28千人とその家族を対象に事業を実施し、平成24年度から26年度までの高齢者プランに掲げる目標量を目指す。

3. 事業の概要

ΝO		内容	積算等	利用見込等
1	要介護者移送 サービス事業 【55千円】	・利用者負担なし。委託費: 5,000円/回。	@5,000円 ×11回	実施回数見込 11回 (すべて 民間委託)
2	軽度生活援助事業 【6,382千円】 ※変更 委託単価 856円→ 880円		委託: @880円 ×7,000回 印刷製本: 222千円	利用者数見込 480人 延利用回数見込 6,660回
3	介護予防デイ サービス事業 【28, 800千円】	・要介護状態になるおそれのある高齢者を対象に、通所による体力向上トレーニング等のサービスを提供。 ・利用者負担700円。 ・大曲地域:県南ふくし会に業務委託。仙北地域:市社会福祉協議会に業務委託(3,600円/回)。	@3,600円 ×8,000回	延利用回数見込 ・大曲地域 5,097回 ・仙北地域 2,000回
4	高齢者等 相談支援事業 【954千円】	・高齢者等に対し、弁護士等による定期的な専門相談会の開催。・市社会福祉協議会に業務委託。	委託: 弁護士謝礼等	相談会・巡回 回数見込 25件
(5)	緊急通報 体制等整備事業 【10,635千円】	・高齢者のみの世帯等を対象に、緊急時に対応するための通報装置を設置。 ・利用者負担として、市民税課税世帯600円、均等割のみ課税世帯400円、非課税世帯200円。生活保護世帯無料。 ・市社会福祉協議会に業務委託。	委託: 保守料 取付料 機器代等	設置世帯数見込 450世帯
6	家族介護 用品支給事業 【1,914千円】	・年間40枚を上限(1枚1.250円)。	扶助費: @1,250円 ×1,500枚 印刷製本: 39千円	延利用枚数見込 1,500枚
7	家族介護 慰労金支給事業 【2,400千円】		扶助費: @5,000円× 40人×12ヵ月	支給者数見込 40人

○事務費 (郵便料)

450千円

4. これまでの成果と今後の方向性

高齢者又は高齢者を抱える家族にとって、当該事業を利用することで、精神的・経済的負担の軽減や介護予防等の効 果がある。 高齢者、要介護認定者の増加に伴い、今後も高齢者の生活を支援するサービスとして継続が必要である。

①要介護者移送サービス	と踏まえた事務事業評価の身 事業 O、寝たきりの方を移送する			総合評価 (今後の方向性)
ある。	る家族の支援策として、今後	·		改善しながら 継続
・ 日常生活援助の一部を になることから有効な	半い、当該事業利用者は増加 と提供することで、住み慣れ よ事業である。 □により本事業の利用推進を	1た家庭や地域で安心し7	た生活を送ることが可	総合評価 (今後の方向性) 「能 改善しながら 継続
・ H24年度に利用者アン		結果を踏まえてサービス	内容の効率化を図り	総合評価 (今後の方向性)
・各種相談窓口があるこ し、事業の効率化を図	H22年度の地域包括支援セ ことから、当該事業を弁護士	上等による法律相談などの		総合評価 (今後の方向性) ご 改善しながら 継続
・ 声掛け、見守り、緊急	業 こしている高齢者世帯が多く 急時の相談や高齢者支援の額 を換が今後の課題である。	、成果は順調に上がっ [、] 見点から必要な事業であり	ている。 り引き続き実施する。	総合評価 (今後の方向性) 改善しながら 継続
らの負担を軽減するた	している家族にとっては、** とめにも本事業は必要な事業 レ、該当世帯への利用促進を	芝である。	えていることから、そ	総合評価 (今後の方向性) 改善しながら 継続
必要である。	業 ↑護にかかる経済的負担は力 可にあることから、本事業の			
5. 財源内訳				(単位:千円)
予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源

予算額 ·般財源 51, 590 43,600 7,977 13

21款1項2目:高齢者生活支援事業債 43,600 千円 【市 債】 【そ の 他】 7,977 千円 20款5項4目:高齢者生活支援サービス事業納付金

事 業 説 明 書

1項 6目 13事業 3 款

· (継続) 新規 廃止

健康福祉部 社会福祉課 課所名

(施策の大綱) 高齢者福祉の充実 (施策) 高齢者の暮らしを支える体制の充実

(基本事業) 高齢者生きがい活動の促進

【事業名】 敬老の日事業費

【説明項目】 敬老会、長寿祝金について

【25年度】 38,116 千円【24年度】 36,598 千円 【増減額】

1,518 千円

1. 事業の目的

○敬老会

市民が高齢者福祉についての関心と理解を深めるとともに、高齢者の長寿を祝い、

敬意と感謝の意を表することを目的とする。

○長寿祝金

高齢者の長寿を祝い、高齢者福祉の増進に寄与することを目的とする。

2. 事業の目標(数値目標)

長年、地域社会に貢献してきた高齢者に対する市民の敬老意識の高揚を図るとともに、敬老会開催により 社会参加の機会を創出する。

○敬老会

対象者16,901人 出席率31.0%

○長寿祝金 100歳24人 88歳687人

3. 事業の概要

○敬老会

市内各地域の実行委員会(大曲地域は各地区社会福祉協議会)に委託し実施。

全市統一で長寿祝金(88歳)や記念品を贈呈する他、懇親会、アトラクション等の内容は各実行委員会の 計画に基づき実施。

委託料 参加者 $(02,500\times(5,239+160)$ 人 13,497,500 円 協力者及び準備経費 923,240 円 3,396,200 円 しおり、事務費等 バス借上料その他

50,000 円 1,774,605 円 委託料合計 17,866,940 円 (実施後、実績に基づき精算)

記念品 対象者全員 傘寿

@ $105 \times 16,901$ 人 $@800 \times 1,228$ 人

982,400 円 51,000 円 敬老会合計 20,674,945 円

事務費 ○長寿祝金

88歳は、年度内到達者に2万円を敬老会時に贈呈。100歳には誕生日に自宅(施設等)で贈呈(在宅20 万円、施設入所者等10万円)。

100歳 @200,000×13人 2,600,000

円 1, 100, 000

長寿祝金合計 17, 440, 000 円

88歳

@100,000×11人 @20,000×687人

13,740,000 円

4. これまでの成果と今後の方向性

敬老会事業にあっては、社会参加の機会創出により参加する高齢者自身も喜びを感じることが、健康長寿 につながっている。

今後高齢者人口は増えることが予想されることから、事業形態について検討を要するものの、超高齢社会 での社会参加機会創出や敬老意識普及は不可欠であり、今後も継続すべき事業である。

《H24年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》

ら、こうした要素を委託料積算の際の勘案材料とすることとした。

敬老月間である9月に、年に一度のイベントとしての実施が高齢者はもとより地域 住民にも定着してきていることから、事業の成果は上がっているものと考えられる。 事業実施にあたり、会場の形態によって準備に係る経費や作業内容も異なることか

総合評価 (今後の方向性)

改善しながら 継続

5. 財源内訳

(単位: 千円)

予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
38, 116				38, 116

【国県支出金】

【そ の 他】

3款 1項 6目 17事業

新規 ・ 継続 ・ 廃止

課所名 健康福祉部 地域包括支援センター中央

(施策の大綱) 高齢者福祉の充実

(施策) 高齢者の暮らしを支える体制の充実

(基本事業) 高齢者の生活支援サービスの充実

【事業名】

はり、灸、マッサージ施術費助成事業費

【説明項目】

指定施術所で利用できる助成券の概要について

【25年度】

8,370 千円【24年度】

10,598 千円【増減額】

△ 2,228 千円

1. 事業の目的

市内に居住する70歳以上の高齢者の健康保持、増進を図ることを目的とする。

2. 事業の目標(数値目標)

高齢者の健康保持、増進を推進するためにも、より多くの高齢者が当該事業を利用できるよう周知徹底を図り、利用向上に努める。

(目標値):交付者数2,100人

3. 事業の概要

■市が指定する施術所で利用可能な助成券を交付

・ 対象者:市内に住所を有する70歳以上の高齢者。

・ 交 付:上記の要件に該当する者で、申請があった者に対し年間12枚を交付。

・ 助成額:施術助成券1枚につき800円の助成。

・ 施術所: はり、灸、マッサージの施術免許を有し、保健所に営業の届出をしている事業所で、市に施

術所指定申請を行いその指定を受けた事業所(65施術所)。※医療保険が適用となる治療の

場合には対象外。

■交付(利用)状況

単位:人、枚、円

項目	対象者数 (A)	交付者数 (B)	交付率 (B)/(A)	利用枚数 (C)	助成額 (D)	実績(予算)額 (C) × (D)
H23実績	22,441	1,802	8.0%	11,622		9, 297, 600
H24見込	22, 376	1,849	8. 3%	9,000	800	7, 200, 000
H25予算	22, 295	2, 100	9.4%	10,290		8, 232, 000

※ほか、

印刷製本費138千円

※H25予算の交付者数(B)は、H24において前年度比1.03倍であるためH25は、月別に前年度比1.1倍で算出。 ※H25予算の利用枚数(C)は、H24の交付者に対する1人あたり平均利用枚数実績見込4.9枚(C/B)を

※対象者数(A)について、「H24見込」はH24.9月末現在、「H25予算」はH24.12月末現在の値。

4. これまでの成果と今後の方向性

H25交付者数(B)に乗じて算出。

- ・保険適用外の施術費を助成することにより、高齢者の経済的負担の軽減と健康増進に寄与している。
- ・ これまでの利用状況に応じるため、H24年度に交付枚数を減らし対応を図った。
- ・ 後期高齢者医療広域連合特別対策補助金の対象であること、また、健康増進により介護予防の一端を 担っていることから、今後も事業を継続する。

《H24年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》

総合評価 (今後の方向性)

・ 高齢者の健康保持と経済的負担の軽減が図られている点から、今後も継続必要な事業である。

・ H24年度に交付枚数を減らすなどの改善を行ったが、今後も継続的にまた効率 的に事業展開できるよう改善を図る。 改善しながら 継続

5. 財源内訳

(単位:千円)

予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
8, 370			4, 218	4, 152

【国県支出金】

【そ の 他】 20款5項4目: 秋田県後期高齢者医療広域連合特別対策補助金

事 業 説 眀

3 款 1項 6目 21事業

(継続) 新規 廃止 課所名 健康福祉部 地域包括支援センター中央

(施策の大綱) 高齢者福祉の充実 (施策) 高齢者の暮らしを支える体制の充実

(基本事業)

【事業名】 介護予防事業費

【説明項目】 介護保険法における介護予防事業の概要について

【25年度】

29,570 千円【24年度】

19,426 千円【増減額】

10,144 千円

1. 事業の目的

当該事業は、高齢者の要介護・要支援状態となることの予防を目的とする。

高齢者の心身の改善のみを目指すのではなく、生活機能全体の維持・向上を通じ、地域で生きがいある生活 を送ることができるよう支援する事業。

介護予防事業と介護保険事業の推進

2. 事業の目標(数値目標)

介護予防事業における各事業の数値目標は、別添のとおり。

3. 事業の概要

市 介護予防事業 地域支援事業(介護保険法第115の45)

包括的支援事業

任意事業

■二次予防事業

【対 象】

・要介護状態等となるおそれの高い 高齢者

【事業内容】

- 対象者の把握
- ・介護予防プログラムの実施
- ・対象者、事業の評価

【各種事業】

- ①【新規予算計上】
 - 二次予防事業対象者把握事業
- ②通所型介護予防事業(まめまめ教室)

■一次予防事業

【対 象】

・高齢者とその支援のための活動に関わる方

【事業内容】

- ・介護予防に関する情報提供
- ・ボランティア活動等を活用した介護予防活動
- ・地域住民への場の提供等

【各種事業】

- ④まめまめ教室フォローアップ事業 ⑤介護予防いきいき隊養成事業
 - ⑦介護予防講演会
- ⑥地域高齢者健康教室
 - ⑨生活管理指導短期宿泊事業
- ⑧生活管理指導員派遣事業
- ⑪さわやか教室

- ⑩出前講座

⑫ロコモ予防教室 ③脳すっきりフォローアップ事業

4. これまでの成果と今後の方向性

介護保険制度上に位置づけられた事業により今後も必要な事業である。 なお、各種事業における成果、今後の方向性は、別添のとおり。

《H24年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》

総合評価 (今後の方向性)

各種事業ごとの事務評価見直しは、別添のとおり。

5. 財源内訳

(単位: 毛田)

予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
29, 570			29, 570	0

【国県支出金】

【その他】20款4項1目:介護予防事業受託費 29,462 千円

20款5項4目:生活管理指導員派遣事業納付金 82 千円 20款5項4目:生活管理短期宿泊事業納付金 26 千円

事業説明書関係資料(介護予防事業)

		事業概要	事業の目標値等	H24実績見込等	積算等	H24事務事業評価の見直しと今後の方向性	総合評価等
二次三	① 二次予防事業対象者 把握事業 【14,964千円】	 基本チェックリストやアルブミン検査により、要支援状態等になるおそれのある二次予防事業対象者を把握。 【基本チェックリスト】:25項目から構成される調査リストを配布し、回収する。 【アルブミン検査】:特定健診及び後期高齢者健診を対象とした血液検査。委託先:(財)秋田県総合保健事業団 	 【基本チェックリスト】 介護認定者を除く65歳以上の高齢者の80%を目標。 【アルブミン検査】 市の健診が必要な人の40%を目標。 	対象者:22,376人 受診者数:17,761人 受診率:79.4% ・【アルブミン検査】	【基本チェックリスト】 委託: 13,065千円 ほか郵便料等 【アルブミン検査】 1,898千円 委託: @136円×8,000人 ほか郵便料等	・ 基本チェックリストについて、H24は介護保険事務所で実施したが、事務の効率性から、H25においては、各構成市町で実施。	
予防 事 業	② 通所型介護予防事業 (まめまめ教室) 【9,534千円】	①で判定された二次予防事業対象者に対し、運動器の機能向上、口腔機能向上等のプログラムを提供。委託先:ニチイ学館ほか2事業所。	・ 介護予防プログラムを提供し、生活機能の維持改善を図るため、年10ヶ所(大曲地域3ヶ所、その他地域各1ヶ所)の教室開催を目指す。	・ 実参加者数:102人・ 延参加者数:	委託: @923,370円×10G ほか郵便料等 ※1G=10人	・ ①については、H24から新たな調査方法で取組みを行ったことから、H25に教室の開催数等を含めた事業内容の検証を行っていく。	改善しながら 継続
	③ 二次予防事業評価 事業 【60千円】	・ 二次予防事業の評価を行い、その結果に基づき事業の実施方法等の改善を図る。・ プロセス、アウトプット、アウトカム評価。	・ 既存事業の改善や新規事業の実施。・ 目標値の設定は適さない。	_	需用費	・ 事務事業評価の対象事業ではない。	_

事業説明書関係資料(介護予防事業)

	E記明書関係 資料	事業概要	事業の目標値等	H24実績見込等	積算等	H24事務事業評価の見直しと今後の方向性	総合評価等
	④ まめまめ教室フォローアップ事業【1,071千円】	前年度、②の事業参加者に対して継続的な支援を実施。委託先:ニチイ学館ほか2事業所。	・ ②事業終了後も、継続的に実施できる環境づくりを目的として、前年度対象者100人を目標値とする。	・ 開催回数:10回 ・ 延参加者数:117人	委託: @52,500円×10G ×2回 ほか郵便料等		改善しながら 継続
	⑤ 介護予防いきいき隊 養成事業 【182千円】	・講座の開催により、市の介護予防事業への協力や地域での自主的介護予防活動をサポートする人材(いきいき隊)を養成。・いきいき隊として、介護予防事業参加への促進。	・いきいき隊として年間20人以上の養成を目標とする。	・開催回数:3回・延参加者数:49人・スキルアップ:24人・養成講座:14人・登録者数:11人	講師謝礼:105千円 ほか需用費等	いきいき隊の実践的な活動のために、養成講座等のカリキュラムの検討が必要。隊員同士の情報交換会等の機会を増やし、地域で取り組める介護予防についての意識づけを図る。	改善しながら継続
-	⑥ 地域高齢者健康教室 【644千円】	・ 各地域で健康教室を開催し、介護予防意識の向上、生活機能低下の防止を図る。・ 公民館、社会福祉協議会、健康増進センター事業と連携。	・ 当該事業の利用促進を図り、少しでも 多くの市民の方に参加していただくこ とを目標とする。		講師謝礼:186千円ほか需用費等	基本的には、外部講師に依頼し実施するものの、研修等により職員のスキルアップを図り、職員が講師として開催できる取組みも企画検討する。	改善しながら継続
	⑦ 介護予防講演会 【332千円】	介護予防知識や意識向上を図ることを目的に、 介護予防講演会を開催。7月開催予定。テーマ:ロコモ予防※ロコモとは、ロコモティブシンドローム(運動器 症候群)の略。	・ 大曲市民会館等で大規模の講演会 を開催し、300人以上の参加を目標と する。	 老化を遅らせる食生活(7/6 350人) ロコモ予防(10/24 10/31 11/1 80人) 	講師謝礼:150千円 ほか需用費等	より多くの市民から参加していただくため、講演 テーマ、開催時期、開催場所等を検討する。	改善しながら継続
一次予	⑧ 生活管理指導員派遣 事業 【823千円】	 要介護、要支援認定を受けていない非該当者に対し、生活管理指導員(ヘルパー)を一定期間派遣。 委託:訪問介護事業所へ。1回2,350円。 利用限度:週2回まで。 個人負担:1回235円。 	介護保険認定線上付近にいる非該当者の支援を目的とする。目標値の設定は適さない。	・利用者数:2人・延利用回数:108回	委託: @2,350円×350回	・ 長年、継続的に当該事業を利用している人が、 自立した生活の継続につながるかを、定期的 な訪問等により検証を行う。	改善しながら継続
防事業	⑨ 生活管理指導短期 宿泊事業 【261千円】	 ・ 要介護、要支援認定を受けていない一定条件を満たした非該当者に対し、ショートスティサービスを提供。 ・ 委 託:1回5,210円。 ・ 利用限度:宿泊期間月14日以内。 ・ 個人負担:1回521円。 	・ 介護保険認定線上付近にいる非該 当者の支援を目的とする。・ 目標値の設定は適さない。	・現時点で利用なし。	委託: @5,210円×50回	・ 利用対象者が限定されることもあり、ここ数年利 用実績はなし。今後については、当該事業のより一層の周知啓発により、支援体制の整備を図る。	継続
	⑩ 出前講座 【470千円】	・ 要望のあった地域団体に、介護予防に資する講師等を派遣し、介護予防に関する学習会を開催。	・ 当該事業の利用促進を図り、少しでも 多くの市民の方に参加していただくこ とを目標とする。		講師謝礼:270千円ほか需用費等	・ 公民館事業との連携は図っているものの、更なる介護予防への機会を広げるため、老人クラブや生涯学習グループ等にも働きかけを行う。	
-	⑪ さわやか教室 【442千円】	介護予防と運動習慣継続の必要性に対する意識向上を図る。健康運動指導士による教室の展開。	・ 運動継続の必要性を普及することを 目的とする。 ・ 3ヶ所の継続実施のほか、新規2ヶ所 の実施を目標とする。	・ 開催回数:24回 ・ 実参加者数:69人 ・ 延参加者数:430人	講師謝礼:260千円ほか需用費等	現在、新規事業として実施中。事業評価としては、来年度実施する予定も、今後の方向性としては、他地域への拡大を図る。	改善しながら 継続
	⑫ ロコモ予防教室 【448千円】	・ 日頃、運動器の衰えを感じている高齢者を対象に、改善を目指した個人プログラムを実施。・ 委託事業	・ 地域包括支援センター西部圏域での 開催を目標とする。	・ 開催回数:10回 ・ 実参加者数:19人 ・ 延参加者数:350人	委託: @392,700円×1コース ※1コース (12人×10回)	・ 現在、新規事業として実施中。 ・ 事業評価としては、来年度実施する予定も、今 後の方向性としては、他地域への拡大を図る。	改善しながら継続
	⑬ 脳すっきりフォロー アップ事業 【279千円】	任意事業である認知症予防対策事業に参加された方を対象に、健康運動士による運動プログラムを実施。継続支援2ヶ所、新規開催1ヶ所。	・ 24年度に実施した太田地域での開催 と、それ以前に開催された地域での 活動支援を目標とする。		講師謝礼:180千円ほか需用費等	・ 自主的に認知症予防に取り組めるサークルへ 結びつけられるよう、支援体制を整備する。	改善しながら継続
	④ 一次予防事業評価事業【60千円】	一次予防事業の評価を行い、その結果に基づき事業の実施方法等の改善を図る。	既存事業の改善や新規事業の実施。目標値の設定は適さない。			・ 事務事業評価の対象事業ではない。	_

3 款 1 項 6 目 22 事業

新規 ・継続 ・ 廃止

課所名 健康福祉部 地域包括支援センター中央

(施策の大綱) 高齢者福祉の充実

(施策)高齢者の暮らしを支える体制の充実 介護予防事業と介護保険事業の推進

(基本事業)

【事 業 名】 包括的支援事業・任意事業費

【説明項目】 介護保険法における包括的支援事業及び任意事業の概要について

【25年度】

28,046 千円【24年度】

34,760 千円 【増減額】

△ 6,714 千円

1. 事業の目的

包括的支援事業は、地域住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を包括的に行うことを目的と する。

任意事業は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくために必要な支援を行うことを目的とする。

2. 事業の目標(数値目標)

包括的支援事業及び任意事業における各事業の目標は別添のとおり。

3. 事業の概要

市

地域支援事業(介護保険法第115の45)

包括的支援事業

任意事業

■包括的支援事業

【各種業務】

- ①介護予防ケアマネジメント業務
 - ・二次予防事業の対象者が要介護状態等と なることを予防するために行う業務。

介護予防事業

- ②総合相談支援業務
 - 地域におけるネットワークの構築。
 - ・高齢者やその家族の実態把握。
 - ・各種制度に関する情報提供や関係機関等 への紹介等。
- ③権利擁護業務
 - ・成年後見制度の活用促進。
 - ・ 高齢者虐待への対応。
 - 消費者被害の防止等。
- ④包括的、継続的ケアマネジメント支援業務

■任意事業

【対象】

- ・被保険者、現に介護をしている家族等 【事業内容】
- ・家族介護支援事業

介護方法の指導や現に介護をする者への支援。

- ・成年後見制度利用支援事業 低所得高齢者の成年後見制度の申し立て費用に 対する助成。
- ・福祉用具住宅改修支援事業 住宅改修の支給申請に必要な理由書の作成経費 の助成。
- ・地域自立生活支援事業 高齢者が地域において自立した生活を継続させ るための事業の実施。

4. これまでの成果と今後の方向性

介護保険制度上に位置づけられた事業により今後も必要な事業である。なお、各種事業における成果、今後の方向性は、別添のとおり。

《H24年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》

総合評価 (今後の方向性)

各種事業ごとの事務評価見直しは、別添のとおり。

5. 財源内訳

(単位: 千円)

予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
28, 046			28, 046	0

【国県支出金】

【その他】20款4項1目:包括的支援事業受託費

24,946 千円

20款5項4目:配食サービス事業納付金

3,100 千円

事業説明書関係資料(包括的支援事業・任意事業費)

		事業名	事業概要	事業の目標値等	H24実績見込等	積算等	H24事務事業評価の見直しと今後の方向性	
	包	① 介護予防ケア マネジメント事業 【37千円】	要支援、要介護に該当しない方の介護予防事業利用支援、相談、計画の作成。	・ 二次予防事業参加者を対象に介護 予防のケアマネジメントを行う。・ 目標件数100件。	・ ケアマネジメント 件数:100件	需用費: 図書代36,300円	・ 以前より、評価業務を簡略化することで、対象 件数を増やし実施している。今後についても、 よりよい評価業務のため、業務内容等を検討し 継続実施する。	改善しながら継続
	括的支援事	② 総合相談支援事業/③ 権利擁護事業 【260千円】	・ 高齢者やその家族の相談を受け適切なサービスにつなげる。・ 相談の内容によってサービスや制度に関する情報提供、関係機関への取次ぎを行う。	・ 高齢者やその家族に対する様々な相談対応等。・ 目標値の設定は適さない。	· 延相談件数: 5,000件	講師報酬: 35,000円 職員研修旅費: 50,140円×1人 ほか需用費等	・ 地域の高齢者の様々な相談に対応するため、 各種機関との連携を図るとともに、職員個々の 資質向上を図る。	改善しながら継続
	業費	① 包括的、継続的 ケアマネジメント支援 事業 【164千円】	介護支援専門員と関係機関との連携。介護支援専門員が抱える支援、困難事例への 指導、助言、情報提供の実施。ケアマネ学習会の開催。ケアマネ通信の発行。	介護支援専門員を対象に学習会を 実施。目標値の設定は適さない。	学習会、情報交換:延参加者数240人ケアマネ通信:月1回発行	講師報酬: 15,000円×2回 職員研修旅費: 50,140円×1人 ほか需用費等	・介護支援専門員の資質向上の取組みや情報 提供、また、困難ケースへの支援等を実施する ためにも、今後は、ネットワーク構築を含めた、 よりよい支援体制の構築を図る。	改善しながら継続
		⑤ 家族介護教室事業 【240千円】	適切な介護知識や技術を習得すること等を内容とした教室の開催。社会福祉協議会へ委託。	・ 8地域での開催を目標とする。	・開催回数:8回・延参加人数:50人	委託料: @30,000円×8人	・参加者が固定化しつつある。 ・居宅介護支援事業所等への更なる周知啓発の強化を図る。	改善しながら継続
		⑥ 認知症予防対策事業 【496千円】	・【脳すっきり検査】 認知症の早期発見や予防を目的にタッチパネルを使用した認知症の検査を実施。 ・【脳すっきり教室】 適切な医療及び介護予防に結びつけるための 教室。	タッチパネルの台数に制限があることから、年度1地域の開催を目指す。大曲西根地区(フォローアップは太田地域)	 脳すっきり検査 開催回数:4回 実参加者数:50人 脳すっきり教室 開催回数:12回 実参加者数:25人 	講師謝礼: 224,000円 ほか需用費等	・検査に関しては、より多くの人に検査を受けてもらえるよう周知するとともに、検査結果により受診が必要な方の受診確認が課題である。・教室に関しては、対象者が途中で棄権しないような取組みを展開する。	改善しながら継続
	-	⑦ 家族介護者交流事業 【562千円】	介護している家族を対象に、介護からの一時的な解放と心身のリフレッシュを図る。社会福祉協議会へ委託。	・ 8地域での開催を目標とする。	開催回数:8回延参加者数:100人	委託料: . @4,800円×117人	・参加者が固定化しつつある。・居宅介護支援事業等への更なる周知啓発の強化を図る。	改善しながら継続
包括的支		⑧ 家族介護用品支給事業【4,887千円】	・ 要介護4,5の高齢者を在宅介護してる非課税世帯に対し、介護用品券を交付し負担軽減を図る。 ・ 年間40枚(1枚1,250円)。	・ 必要な人へ介護用品券を交付する。 ・ 目標値の設定は適さない。	・実利用者数:120人・利用枚数:3,400枚		・ 要介護者を抱える家族に対する支援と負担軽減のために必要性の高い事業であり、事業効果を上げるためにも、より一層の周知啓発が必要である。	改善しながら継続
支援事業・任辛		⑨ 高齢者実態把握事業 【8,429千円】	・ 65歳以上の高齢者を対象に、実態把握を実施。 ・ 社会福祉協議会に委託。 ・ 1件につき1,000円	・ 今後5年で全ての高齢者の生活状況 等を把握することを目標とする。・ 年間調査対象:約5,500人。	· 調査対象者数: 6,500人	委託料: @1,000円× 7,000件 ほか郵便料等	・ H23年度から災害時要援護者避難支援と連携 し、5年で全対象者を調査できるよう実施中。調 査員が福祉員を中心として実施していることか ら、対象者への周知と、調査員に対する自覚の 徹底を図る。	継続
意事業費	任意事業	⑩ 配食サービス事業 【9,985千円】	・調理が困難な高齢者等に対して、栄養バランスのとれた食事を提供し、併せて安否確認を行う。・利用者負担:非課税世帯200円、課税世帯400円。・社会福祉協議会へ委託。	・調理困難や見守りが必要な高齢者に食事を提供する。・申請によるものであることから目標値の設定は適さない。	・ 実利用者数:260人 ・ 延利用回数: 14,000回	@650円×	・ 見守りが必要な高齢者に対して、食の改善と安 否確認を目的に行っているものであり、今後も そのような高齢者が増加していく点を考慮すれ ば、それに対応できる支援体制の強化が必要 である。	継続
	未費	① 高齢者世話付住宅 生活援助員派遣事業 【1,726千円】	・まるこのひろば内にある高齢者相談所に生活援助員を派遣。・住宅に居住する高齢者に対し、生活相談や軽微な日常生活の支援を提供。・大仙親と子の総合支援センターに委託。	・ 高齢者の生活相談等の実施。・ 相談件数等により目標値を設定することは適さない。	• 相談件数:10件	委託料: @790円×26日× 7h×12カ月	・相談や支援件数が少ない。・相談件数等が事業成果の全てでないものの、 地域の相談所としての機能もあることから、より 一層の周知啓発に努める。	改善しながら継続

事業説明書関係資料(包括的支援事業・任意事業費)

事業名	事業概要	事業の目標値等	H24実績見込等	積算等	H24事務事業評価の見直しと今後の方向性	
② 認知症高齢者地域 支援事業 【164千円】	・ 認知症の方を、家族や地域で見守っていくため に、認知症に対する正しい知識を習得するため の「認知症サポーター養成講座」を開催。	・ 随時養成講座を開催し、受講者250 人を目標とする。	・開催回数:10回・養成人数:250人・養成人数累計: 2,580人	サポーターハッチ: @80円×50枚 郵便料料: @80円×50枚	・ サポーター数は2千人を超え、一定の目標は達成。・ 今後、サポーターが活躍できる体制を図る。	改善しながら継続
③ 成年後見制度利用支援事業 【536千円】	・ 判断能力が不十分で、経済的に成年後見制度 を利用できない方を対象に、申し立て費用等を 助成。	・ この制度の周知徹底を図る。 ・ 目標値の設定は適さない。	・ 利用者:1人	報酬助成: @28,000円×12カ月 申立費用: 200,000円	・この制度を利用しやすいようにするためにも、 当該事業の周知徹底を図る。	改善しながら 継続
④ 家族介護慰労事業 【300千円】	・ 1年間介護給付を受けていない要介護4,5の在 宅高齢者を介護している非課税世帯に対し、10 万円を支給。	・ 介護保険サービスの浸透により、当該 事業の対象者は減少傾向であるもの の、実績等を鑑み、年間3人の目標値 を設定。	・ 利用者:1人	扶助費: @100,000円×3 人	・ 類似事業との統合を検討しながらも、介護保険制度の地域支援事業にある以上は、当該事業の利用促進のため周知徹底を図る。	
⑤ 住宅改修事業理由書 作成手数料 【20千円】	・ 住宅改修時に必要な理由書の作成手数料。 ・ 1件につき2,000円。	・ 住環境コーディネータ等に対し作成 手数料を助成する。・ 目標値の設定は適さない。	・ 利用者:1人	手数料: @2,000円×10人	・理由書を作成できる居宅介護支援専門員がいない場合に対応するため、今後も継続必要な事業であり、より一層の周知を図る。	改善しながら 継続
⑩ 認知症高齢者家族支援事業【75千円】	・ 認知症の方を介護する家族を対象に、悩み等を 語り合える場の提供(たんぽぽの会)。	より一層の参加を図るため、周知啓発を行う。目標値の設定は適さない。自主活動への展開を図る。	・開催回数:6回・実参加者数:10人・延参加者数:36人	講師謝礼:35,000 円 ほか需用費等	・ 今年度、新規事業として実施。今後は、他地域での実施と自主活動への展開を図る。	改善しながら継続
⑰ 認知症啓発推進事業 【165千円】	・ 認知症における早期発見・早期治療の重要性と 認知症を正しく理解してもらうため、普及啓発を 推進する。	・ 公民館行事やイベント行事等でタッチパネル検査の体験を実施する。・ 3圏域での実施を目指す。	・ 開催回数:2回 ・ 参加者数:120人	旅費:82,000円 ほか需用費等	・ 今年度、新規事業として実施。今後は、公民館 事業等の連携と、市の認知症ケア体制の構築 に向けた、職員の資質向上を図る。	

事 業 説 眀 書

3 款 1 項 6 目 23 事業

新規 ・ (継続)

廃止

課所名 健康福祉部 地域包括支援センター中央

(施策の大綱) 高齢者福祉の充実

(施策)高齢者の暮らしを支える体制の充実

(基本事業)高齢者の生活支援サービスの充実

【事業名】

温泉ふれあい入浴サービス事業費

【説明項目】 市関連温泉施設で利用できる入浴サービス券の概要について

【25年度】

8,393 千円【24年度】

8,823 千円【差引額】

△ 430 千円

1. 事業の目的

市関連の温泉施設を利用することにより、高齢者等の閉じこもり予防と健康の保持及び増進に資することを目的 とする。

2. 事業の目標(数値目標)

70歳以上の高齢者を中心に、より多くの高齢者等が利用できるよう市関連温泉施設と連携を図り、事業の周知徹 底を行い利用向上に努める。

(目標値):交付者数5,500人

3. 事業の概要

■市関連温泉施設で利用可能な入湯料の半額及び無料券を交付

対象者:市内に住所を有する

- ①満70歳から満79歳までの者
- ②満60歳から満69歳までの者で、身体障害者手帳等の交付を受けている者
- ③満80歳以上の者
- ・ 交 付:上記の要件に該当する者で、申請があった者に対し年間12枚を交付。
- ・助 成:入湯料の半額(市2/3、施設1/3負担) →上記対象者①③該当

無料(市3/4、施設1/4負担) →上記対象者②該当

・ 市関連温泉施設:嶽の湯(神岡) ユメリア (西仙北) さくら荘 (中仙) 四季の湯(協和)

> 柵の湯(仙北) 中里温泉 (太田) 南外ふるさと館

■交付(利用)状況

単位:人、枚、円

項目	対象者数 (A)	交付者数 (B)	交付率 (B/A)	利用枚数 (C)	実績(予算)額 (C×助成額)
H23実績	23, 247	5, 050	21.7%	44, 066	8, 805, 087
H24見込	23, 423	5, 176	22.1%	37, 376	7, 216, 430
H25予算	23, 345	5, 596	24.0%	40, 649	8, 072, 135

※「H24見込」「H25予算」はH24.9月末時点での見込み。

※助成額の内訳

半額:134円(67円) 無料:300円(150円) ※()内はさくら荘

■予算額内訳

• 扶助費

8,073千円

• 印刷製本費

320千円

4. これまでの成果と今後の方向性

- ・ 市関連施設の利用促進と、高齢者の健康増進や閉じこもり予防の効果がある。
- ・ 後期高齢者医療広域連合特別対策補助金の対象であること、また、健康増進により介護予防の一端 を担っていることから、今後も事業を継続する。

《H24年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》

総合評価 (今後の方向性)

高齢者の閉じこもりを予防し健康増進を保持する目的、及び市関連施設の利用促進を考慮 するという観点から今後も必要な事業である。

改善しながら 継続

• H24年度に交付枚数を減らすなどの改善を行ったが、今後においても、他事業との連携な ど当該事業が今後も継続的にまた効率的に事業展開できるよう事務改善を図る。

5. 財源内訳

(単位: 千円)

予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
8, 393			4, 753	3, 640

【国県支出金】

秋田県後期高齢者医療広域連合特別対策補助金 【その他】20款5項4目:

事 業 説 明 書

3款 1項 6目 61事業

新規 ・ (継続) ・ 廃止

課所名 健康福祉部 社会福祉課

(施策の大綱) 高齢者福祉の充実

(施策) 高齢者の暮らしを支える体制の充実

(基本事業) 高齢者生きがい活動の促進

【事業名】 老人クラブ補助金

【説明項目】 単位老人クラブ・市老人クラブ連合会への補助内容について

【25年度】

12,854 千円【24年度】

12,972 千円【増減額】

△ 118 千円

1. 事業の目的

老人クラブ活動費の一部を助成して活動を活性化させ、高齢者の生きがいや健康づくりを推進することに より、明るい長寿社会の実現に資することを目的とする。

2. 事業の目標(数値目標)

活動の拠点である単位老人クラブ活動の活発化及び各地域老連並びに市老連事業の充実。 老人クラブ会員の生きがいや健康づくり等の事業を普及拡大し、会員の増加に努める。

176クラブ ・25年度の目標数値 7,540人

3. 事業の概要

◇老人クラブの活動に対する補助金の交付

活動内容

・生きがい活動(老人クラブ大会、文化祭等) ・ボランティア活動(清掃奉仕活動、見守り活動等)

9,429千円

・健康づくり活動 (バレーボール大会、ゲートボール大会等) ・友愛活動(友愛訪問等)

○単位クラブへの補助金

基準額		
会員15人未満	3,350円/月 *12ヶ月	1 クラフ゛
会員15人以上50人未満	3,650円/月 * 12ヶ月	111/97
会員50人以上	4,450円/月 * 12ヶ月	64クラフ゛
友愛活動	6,300円	176クラフ゛

1140 大小貝 代見	1145元 20位
1クラフ゛	1 クラフ゛
110クラフ゛	109クラフ゛
64クラフ゛	63クラフ゛
173クラフ゛	172クラフ
9,366千円	9,254千円

ロ94目 法額

H24見込額

8地域

LI99字绘剪

H23実績額

8地域

○市連合会への補助金 其準類

左	45	谷 具		
地	域	老	連	害
111			-	MAL

地域老連割	150,000円	8地域
単位クラブ数割	7,000円	176クラフ゛
会員数割	72円	7,540人
活動促進事業	300,000円	300,000円
健康づくり・介護予防事業	100,000円	100,000円
友愛活動事業	50,000円	50,000円
		3,425千円

승 計

12,854千円

<u>175クラ</u>フ 172057 7,289人 7,524人 300,000円 300,000円 100,000円 100,000円 50,000円 50,000円 3,477千円

12,783千円 12,633千円

4. これまでの成果と今後の方向性

・高齢者の生きがいや健康づくりなどの老人クラブ活動は、介護予防の観点からも有効である。今後 は、減少傾向にあるクラブ会員の加入促進を図りながら、事業の充実と活発な社会活動に繋げていく。 ・事業の終期については、要綱に設定せず、単年度ごとに内容を精査し、必要に応じて見直しを図る。

《H24年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》

総合評価 (今後の方向性)

・生きがいや健康づくりなどの活発な老人クラブ活動を展開。自殺率日本一である秋 田県の自殺者の割合の中では、高齢者の割合が一番多く、その中で、大仙市では昨年度より減少していることは、老人クラブの友愛訪問活動による高齢者同士の見守り活 動も功を奏していると思われる。

現状のまま 継続

・クラブ員の高齢化や若手クラブ員の加入不足により休会や廃止するクラブがある一 方、新規設立するクラブもあり、今後は、老人クラブ会員の生きがいや健康づくり等 の事業を普及拡大し、会員の増加に努め、明るい長寿社会の実現を目指していく。

5. 财源内訳

(単位: 千円)

予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
12,854	2, 447			10, 407

【国県支出金】 15款2項2目:老人クラブ助成費補助金

事 業 説 明

1項 7目 60/93事業 3 款

・(継続) ・ 廃止 新規

課所名

健康福祉部 社会福祉課

(施策の大綱) 高齢者福祉の充実

(施策)介護予防事業と介護保険事業の推進

(基本事業)介護サービス基盤の整備

【事業名】 法人立介護保険施設等補助金・法人立介護保険施設等貸付金

大仙ふくし会への財政支援について 【説明項目】

^{補助金150,717} 千円【24年度】 【25年度】

貸付金140,000

202,020 千円【増減額】 260,000

 $\triangle 51,303$ 千円 $\triangle 120,000$

1. 事業の目的

市立介護保険施設とこれに併設されている施設の移譲を受けた社会福祉法人大仙ふくし会に対し、施設運営費 と施設介護環境向上対策費を助成することにより、その経営の安定と施設介護環境の向上を図ることを目的とす

運営費貸付金については、施設移譲に伴う当面の運転資金を貸付けすることにより、運営上の資金不足を補 い、財政基盤の早期安定に資する。

2. 事業の目標(数値目標)

「大仙市立社会福祉施設等の経営移譲に関する基本協定書(平成20年3月7日)」により、(福)大仙ふくし会に移 譲。

移譲6施設:愛幸園(H20)、桜寿苑(H21)、峰山荘(H22)、福寿園(H23)、八乙女荘(H24)、幸寿園(H24)

◆平成24年度で移譲完了

3. 事業の概要

◆補助交付団体:社会福祉法人大仙ふくし会 理事長 伊藤辰郎

□補助金 ①+②=150,717千円

①施設運営費補助事業 ・・・・

·法人施設派遣職員人件費 93人

初期電算導入経費

110,066千円(H24当初:131人)

3,436千円(H24当初:8,203千円)

②施設介護環境向上対策費補助事業 ・・・・

・建物修繕(八乙女荘屋根防水改修)

(桜寿苑ケアハウス浴室改修)

(幸寿園高圧ケーブル取替工事)

· 設備工事(桜寿苑給湯管改修)

12,915千円(3ヶ年実施2年目)

2,812千円

13,308千円

37,215千円・・・②

113,502千円…①

932千円

7,248千円 (2ヵ年実施2年目)

福寿園:移送車 峰山荘:患者輸送車 八乙女荘:管理者公用車

□貸付金 ・・・・・・・・・・140,000千円

(福寿園: 40,000千円、幸寿園: 50,000千円、八乙女荘: 50,000千円)

これまでの成果と今後の方向性

・備品更新(送迎車両等)

・職員派遣期間終了の平成29年度末までに、職種替えや法人職員への移行などその処遇の完結を目指す。

・施設環境向上補助について、現行要綱では移譲施設の譲渡後5年間が補助対象となるが、市の財政状況を勘案 しながら、H29年度までの年次計画により計画的な財政支援を行う。

・貸付金について、H24年度をもって6施設の移譲が完了したことから、今後は法人の経営状況を勘案して貸付 けすることとなり、H24年度をピークに減額となる。

《H24年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》

・H24.4.1をもって全直営施設6施設の法人移譲が完了した。

総合評価 (今後の方向性)

・H20年度の移譲初年度から5年経過し、法人自らの経営努力に加え、市の財政支援により財政 基盤も安定してきており支援効果が現れてきている。

改善しながら 継続

・財政支援終了後のH30年度からの自立運営に向けた備えも行われており、運営状況を見なが ら継続的な指導・助言をしていく。

5. 財源内訳

(単位: 千円)

予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
補助金 150,717				150, 717
貸付金 140,000			140,000	

【その他】 20款3項10目:法人立介護保険施設等貸付金収入

3款 1項 7目 92事業

新規 ・ (継続) ・ 廃止

課所名 健康福祉部 社会福祉課

(施策の大綱) 高齢者福祉の充実

(施策)介護予防事業と介護保険事業の推進

(基本事業)介護サービス基盤の整備

【事業名】 老人デイサービス事業特別会計繰出金

【説明項目】 デイサービス事業特別会計に対する繰出金ついて

【25年度】 19,827 千円【24年度】

13,798 千円【増減額】

6,029 千円

1. 事業の目的

介護が必要となった利用者が可能な限り在宅での生活を継続できるよう、日常生活上必要な支援及び機能 訓練を行い、社会的孤立感の解消や心身機能の維持を図るとともに、家族の心身負担の軽減を図る。

2. 事業の目標(数値目標)

◎直営施設1施設に関する運営費に対する繰出金。

[利用者実績及び見込]

		協和デイ						
H23実績	3, 455人	(288人/月	14人/日	56.9%)				
H24見込	2,965人	(247人/月	12人/日	48.8%)				
H25見込	3, 120人	(260人/月	13人/日	51.8%)				

※デイ年間開設日数:241日 (H24:243日)※延べ利用者数:6,025名 (H24:6,075名)

3. 事業の概要

■直営施設の維持管理費及び既法人施設の公債費

■市社会福祉協議会へデイ事業を委託し、健康チェック、入浴、食事の提供、機能訓練、 趣味活動の各種サービスを実施

○デイサービス委託料: 23,191千円(H24: 23,226千円)

[事業費及び繰出額の状況]

(千円)

実施場所	協和デイサービスセンター	社会福祉課・財政課	合 計
実施地域	協和	八字典	
開設年月	平成12年4月	公債費 (既法人施設含)	
入所定員	25名	(奶女八旭秋日)	
23年度決算額(一財)	36,231 (5,213)	28, 967 (28, 844)	65, 198 (34, 057)
24年度予算額(一財)	37,524 (1,701)	12, 101 (12, 097)	49,625 (13,798)
25年度予算額(一財)	37,757 (7,730)	12, 101 (12, 097)	49,858 (19,827)

4. これまでの成果と今後の方向性

平成27年度に開所予定の「特別養護老人ホーム峰山荘」においてもデイサービス事業を計画していることから、峰山荘デイの開始に合わせ、可能な限り利用者を含めて事業移行したい考えであり、そのため平成26年度までは現在の利用者の居場所を確保するため運営を継続する必要があるものと考える。

《H24年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》

総合評価 (今後の方向性)

・利用者の体調不良や入院等による利用者減、家庭の事情によるショート利用のニーズの増加が利用者の減に繋がっており3月補正を必要としている。

改善しながら 継続

・直営施設におけるデイ事業の必要性については課題であり、事業の存否も視野に入れ検討中である。

5. 財源内訳

(単位: 千円)

予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源	
19,827				19,827	

【国県支出金】 【そ の 他】

3款 2項 2目 10事業

新規 ・継続 ・ 廃止

課所名 健康福祉部 児童家庭課

(施策の大綱) 子育て支援の充実

(施策) 児童健全育成の充実

(基本事業) 子ども同士の仲間づくり支援

【事業名】 児童館管理費

【説明項目】 児童館の管理運営、県単児童館の無償譲渡について

【25年度】

49,894 千円【24年度】

61,250 千円【増減額】

△ 11,356 千円

1. 事業の目的

国庫児童館への児童厚生員の配置や、老朽施設の改修等を行い、児童が安全に遊べる場の確保を図るとともに、児童の健全育成に資することを目的とする。

県単児童館について、地元自治会等と協議のうえ改修等を行い、計画的に無償譲渡を進める。

2. 事業の目標(数値目標)

- 児童の情操を豊かにし、かつ、体力の増進を図るため、地域の実情に応じた児童館及び児童センターの 事業を充実させる。
- 県単児童館の地元自治会等への無償譲渡
 - ・ 35館あった県単児童館のうち、24館を譲渡済み(平成25年4月1日見込みを含む)
 - ・ H25当初予算で、1館(伊岡)の無償譲渡関連工事を実施
 - ・他の児童館は、無償譲渡の話がまとまった場合は補正対応し、平成26年度までに無償譲渡を実施

3. 事業の概要

- 市内児童館25館(国庫児童館13館、県単児童館11館、市単児童館1館)の維持管理経費
 - ・ 大曲地域児童館(国庫11館、県単7、市単1)は、市直営で運営委員会に業務委託
 - ・ 他地域の国庫児童館(2館)は市直営、県単児童館(4館)は自治会が管理
- 工事費及び修繕費
 - · 工事費 無償譲渡関連工事費(大曲1館) 3,230 千円

川目児童館屋根改修工事

1,030 千円

修繕費

3,152 千円

4. これまでの成果と今後の方向性

- ・ 国庫及び市単児童館は、児童の行事イベントは従来どおり実施しており、児童の情操を豊かにし健康を 増進するという目的を達成。
- ・ 県単児童館の無償譲渡は、計画的に地元自治会への説明会と施設改修を実施し、今後も平成26年度を 最終年度とした年次計画を随時見直し・検討しながらスムーズに進めていく。

《H24年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》

総合評価 (今後の方向性)

・ 少子化が進み利用児童数は減少しているが、遊具の点検修理を行い児童の安全を確保 し児童館事業を実施している。

改善しながら 継続

・ 地元自治会や運営委員会と市が連携し、子どもたちが利用しやすい児童館事業を実施していく。

5. 財源内訳

(単位: 千円)

				(+17.111)
予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
49, 894				49, 894

県単児童館の無償譲渡 地域別年次計画(H25当初見込み)

地域		名称	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	1	伊岡児童館						改修	譲渡		 	
大曲	2	もとき児童館							改修	譲渡] 	
	3	富士見町児童館							改修	譲渡	<u> </u> 	
	4	若竹児童館							改修	譲渡		
	5	木内児童館					(補正)■	改修	譲渡		i 	
	6	中野児童館					(補正)■	改修	譲渡		r i	
	7	中田児童館							改修	譲渡		
神岡	8	大浦児童館					(補正)■	改修	譲渡] ! !	
	9	駅向児童館									廃止	譲渡
	10	上高野児童館							改修		1	譲渡
南外	11	揚北児童館							改修	譲渡		
改作	多(廃	止を含む)						4	6		I I	
譲》	度								4	5	 	2
廃」	上のみ										1	

譲渡済み(改修済み)

譲渡済み 大曲	1		改修	21.4.1	(旧大戸	児童館)		
	2	堅田いちょう会館		改修	22.4.1	(旧いち	ょう児童	重館)	
	3	町口会館		改修	22.4.1	(旧町口	1児童館	()	
	4	余目会館			改修	23.4.1	(旧余り	目児童館)	
	5	こがね会館				改修	24.4.1	(旧こがね児童館)	
	6	鳥居児童館				改修	24.4.1	i	
	7	一本木会館				改修	24.4.1	(旧ふじのみ児童館)	
	8	おぬき児童館				改修	24.4.1		
	9	樋渡児童館				改修	24.4.1		
	10	嶋児童館					改修	25.4.1	
	11	大花町児童館					廃止	25.4.1	
	12	中通児童館					廃止		
神岡	13	関金自治会館			改修	23.4.1	(旧関金	· 足童館)	
=	14	戸月自治会館			改修	23.7.1	(旧戸月	月児童館)	
=	15	高花児童館			改修	23.7.1			
=	16	新道会館			改修	23.7.1	(旧新道	道児童館)	
	17	荒屋児童館				改修	24.7.1	i	
南外	18	西ノ又児童館					改修	25.4.1	
=	19	及位児童館					改修	25.4.1	
=	20	木直児童館					改修	25.4.1	
	21	田中児童館					改修	25.4.1	
西仙北		浮島児童館		改修	22.4.1			i	
	23	強首児童館			改修	23.4.1			
仙北	24	下横堀児童館					改修	25.4.1	
		止を含む)	1	3	6	6	6		
		5は予定含む)		1	3	6	6	7	
	Łの∂	<u> </u>					2	<u> </u>	

事業説明書

3款 2項 2目 12事業

新規 ・継続 ・ 廃止

課所名 健康福祉部 児童家庭課

(施策の大綱) 子育て支援の充実

(施策) 児童健全育成の充実

(基本事業) 子ども同士の仲間づくり支援

【事業名】 地域児童健全育成推進事業費

【説明項目】 放課後児童クラブの実施及び施設整備について

【25年度】 155

155,260 千円【24年度】

110,394 千円【増減額】

44,866 千円

1. 事業の目的

保護者が仕事等で昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊びや生活の場を与えることにより、児童の健全な育成を図る。

2. 事業の目標(数値目標)

- 市全域20ヵ所で実施
- ひまわり児童クラブ (仙北地域)を移転改築
 - ・大曲小学校区の利用児童が更に増加する見込みであるため、H25年度にもう1箇所新設する計画 ※(仮称)花園児童クラブ

3. 事業の概要

○ 利用児童数

定員	利用以	H25見込 — H24	
上 貝	H24.12現在(A)	H25利用見込(B)	(B) (A)
630人	561人	585人	24人

- 利用者負担金 月6,000円/人(2人目以降半額、ひとり親家庭3,000円/人、生活保護世帯無料)
- ひまわり児童クラブ移転改築事業(仙北地域)

・ 延べ床面積

 134.15 m^2

(木造平屋建て)

• 改築工事費

31,688 千円

(外構工事を含む)

• 現施設解体工事費

4,400 千円

4. これまでの成果と今後の方向性

- ・ 利用希望児童が増加しており、共働き家庭の支援と児童の健全な育成に寄与している。
- ・利用希望児童の増加が見込まれ、児童クラブの適正な規模を考慮し定員増加等の対応をする。
- ・負担金の納付方法について、口座振替を導入する。
- ・仙北地域の「ひまわり児童クラブ」は、施設の老朽化等により高梨小学校敷地内に移転改築する。

《H24年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》

総合評価 (今後の方向性)

- ・ 共働きや祖父母も就労しているなど、児童の帰宅時に保護者等が不在であることが常態化している家庭が増加していることもあり、利用児童数が増加している。
- ・特別支援の児童や気になる児童の利用も増えており、このような児童に対応するため の適正な人員配置が必要。
- ・ 待機児童が出ている児童クラブもあることから、待機者の解消や適切な開設場所の設 定が必要。

改善しながら 継続

5. 財源内訳

(単位:千円)

予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
155, 260	60, 476		41, 400	53, 384

【国県支出金】 14款2項1目 : 地域の元気臨時交付金 31,600

15款2項2目 : 地域児童健全育成推進事業費補助金 28,876

【そ の 他】 20款5項4目 : 児童クラブ会員負担金

3 款 2 項 2 目 14 事業

新規 ・ 継続 ・ 廃止

課所名 健康福祉部 児童家庭課

(施策の大綱) 子育て支援班

(施策) 保育サービスの充実

(基本事業) 多様なニーズに応じた保育の充実

【事 業 名】 病児・病後児保育事業費

【説明項目】 病児・病後児保育事業の利用について

【25年度】

21,959 千円【24年度】

11,835 千円【増減額】

10,124 千円

1. 事業の目的

病気の回復期又は病気中のため、保育所や幼稚園での集団保育ができない場合や家族による看護が困難な場合、医療機関等に付設された施設で一時的に預かることで、保護者の子育てと就労の両立を支援する。

2. 事業の目標(数値目標)

○ 大曲地区、西部地区(西仙北) に加えて東部地区へ新設し、市内3カ所の医療機関で実施

3. 事業の概要

○ 委託状況

委託先		吉村クリニック	生和堂医院	太田診療所	
		(H16.10∼)	(H21.10∼)	(H25.8~) 予定	
委託料		6,721,000 円	5,501,000 円	3, 723, 000 円	
利用者数(H	25年度見込)	350 人	215 人	80 人	
利用定員		1日5人 1日3人			
月~金曜日		午前8時~午後6時			
利用時間	土曜日				
	H21年度	440 件	59 件		
利用実績	利用実績 H22年度 346 件		165 件		
H23年度		364 件	254 件		
	H24年度(見込)	370 件	215 件		

○ 太田診療所に新設

・ 病児・病後児保育室等改修工事 5,748,000円 ※法人の負担:3,394,000円 (3年分割)

4. これまでの成果と今後の方向性

- ・ 病気の回復期又は病気中のため集団保育ができない児童を預かることにより、保護者の勤務を制限しなくてはならない状況が減少し、子育てと就労の両立、児童の健全な育成に寄与している。
- ・ 施設未設置地域の市民ニーズに合わせ、東部地区の太田診療所に委託しH25年度8月から事業を開始予 定。新施設も含め広報活動を行い、共働き家庭等ニーズが予想される世帯への周知・利用促進を図る。

《H24年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》

・各地区での開設により保護者の要望に沿った事業展開となる。

・保育士や看護師等の有資格者を配置する必要があるため、継続して医療機関に委託することで、効率的に事業を進めている。

総合評価 (今後の方向性)

拡大

5. 財源内訳

(単位: 千円)

予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
21,959	10, 194		1,927	9,838

【国県支出金】15款2項2目: 保育対策等促進事業費補助金10,194【その他】20款5項4目: 病児・病後児保育事業利用者負担金79520款5項4目: 病児・病後児保育室等改修工事負担金1,132

3 款 2 項 2 目 17 事業

新規 ・ 継続 ・ 廃止

課所名 健康福祉部 児童家庭課

(施策の大綱) 子育て支援の充実

(施策) 育児支援の充実

(基本事業) 子育て支援活動拠点の整備

【事業名】 地域子育て支援拠点事業費(ひろば型)

【説明項目】 西部地域への新設について

【25年度】

12,722 千円【24年度】

10,127 千円【増減額】

2,595 千円

1. 事業の目的

子育て家庭の親とその子どもが、気軽に集い交流や育児相談などを行う場を設置することにより、安心して子育てができる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図る。

2. 事業の目標(数値目標)

○ まるこのひろば(大曲)、うさちゃんひろば(中仙)に加えて西部地区へ新設し、市内3カ所で実施

3. 事業の概要

○ 実施計画

施設名	まるこのひろば	うさちゃんひろば	西部地域新設 (名称未定)
開設年度	平成21年8月	平成24年6月	平成25年6月(予定)
開設場所	大花都市再生住宅	中仙市民会館 ドンバル	西仙北中央公民館
	1階「子育て支援施設」	1階「子どもの遊び場」	2階「幼児室」
	面積 359.35㎡	面積 107.49 ㎡	面積 114 ㎡
開設時間	9 時~ 1 7 時	10時~16時	10時~16時
開設日	週6日(水曜日を除く)	週3日(木、金、土)	週3日(木、金、土)
年間日数	300月	150日	128日
利用者(見込)	13,000人	2, 300人	1,800人
運営方法	NPO法人に委託	直営(アドバイザー2名)	直営 (アドバイザー2名)
		>>: 由仙市民今館 西仙小山山小	日給しの事権も図えるされる 古

※ 中仙市民会館、西仙北中央公民館との連携を図るうえから、直 営で実施

(参考) 24年度見込み

_ (> 3 / = 1	1/2/1/2/		
開設日数	3 0 5 日	120日	
新規登録者	200人	170人	
年間利用人数	12,500人	1,700人	
(1日平均)	40.9人	14.1人	

○ 事業内容

- ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ②子育で等に関する相談、援助の実施
- ③地域の子育て関連情報の提供
- ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

4. これまでの成果と今後の方向性

- ・委託事業、直営事業ともに、運営は順調に推移。
- ・ 周知方法は広報、パンフレット設置が主で、今後市のホームページ活用なども必要。
- ・大曲地区での利用が多いことから、東部地区と西部地区にも身近で利用できるひろば型を設置。
- ・保育所で実施するセンター型は、相談・情報提供に特化し、交流事業はひろば型に集約。

《H24年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》

・主に家庭で保育する親子が利用し、子育てに関する不安の解消等につながっている。

総合評価 (今後の方向性)

・ 当初計画を超える親子が利用。

・ H25年度、西部地区に開設。

拡大

5. 財源内訳

				(単位: 千円)
予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
12,722				6,812

【国県支出金】 14款2項2目 : 子育て支援交付金

3 款 2 項 3 目 61 事業

新規・継続・廃止

課所名 健康福祉部 児童家庭課

(施策の大綱) 子育て支援の充実

(施策) 保育サービスの充実

(基本事業) 多様なニーズに応じた保育の充実

【事 業 名】 法人立保育所補助金

【説明項目】 法人立保育所補助金について

【25年度】 242,417 千円【24年度】

261, 236 千円 【増減額】

△ 18,819 千円

1. 事業の目的

良好な保育サービスを維持・継続しつつ、法人経営の安定化を図り、児童の福祉の向上に資する。

2. 事業の目標(数値目標)

運営費負担金のほか、運営事業及び施設改修に係る補助金を法人に交付することにより、保育所運営の適正化を図り、児童福祉の向上を目指す。

法人化計画に基づいて順次保育園を法人化していることから、運営や保育に支障が生じないように、法人 事務局および保育所に市職員を派遣し、運営事務の適正化や保育の質の維持を図る。

3. 事業の概要

○ 大曲保育会、大空大仙、大仙ファミリーサポートの3法人に対する補助金。

	補助事業の種類	(福)大曲保育会	(福)大空大仙	(福)大仙ファミリーサポート	合計
1	経営安定支援事業	4,475,000円	16,494,000円	650,000円	21,619,000円
2	通園バス運行事業		52,312,000円		52,312,000円
3	施設管理費補助		7,761,000円		7,761,000円
4	派遣人件費(施設)		148,907,000円		148,907,000円
(5)	保育環境向上対策事業(備品)		405,000円		405,000円
6	保育環境向上対策事業(修繕)		9,205,000円		9,205,000円
7	施設整備事業	590,000円	1,618,000円		2,208,000円
	計	5,065,000円	236,702,000円	650,000円	242,417,000円

^{※ 567}の内訳は、別紙のとおり

4. これまでの成果と今後の方向性

- ・ 公立保育所の法人化計画に基づく補助であり、法人の経営安定化に寄与している。
- ・H25年度は、つきの木こども園の法人化、仙北南保育園・みどり幼稚園の認定こども園化が予定されており、それらに伴う施設の改修等が必要。
- ・大空大仙への補助金のうち派遣人件費、施設管理費の助成は平成30年3月31日まで、施設整備事業は譲渡後5年までとしていることから、将来的な市の負担は減額される。

《H24年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》

総合評価 (今後の方向性)

・ 保育所を運営する法人事務局自体の財源は乏しく、安定して業務を行うためには、市 の補助金は不可欠。

・ 施設の修繕や通園バス運行事業に対する補助により入所児童の処遇が向上し、民間ノウハウを活かした効率的な運営が実現できているが、実施する保育事業や経営方針の 形態により補助金の内容を見直していく必要がある。

改善しながら 継続

5. 財源内訳

(単位: 千円)

予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
242, 417				242, 417

(単位:千円)

		保育園名	内 容	補助金額
⑤ 保育環境向上	⑤ 保育環境向上対策事		遊戯室ストーブ(2台)	405
業 (備品)			計	405
⑥ 保育環境向上	:対策事	船岡	保育室及び遊戯室塗装修繕	575
業(修繕)		淀川	園児用トイレ改修	301
	(法人	南外	グラウンド側溝撤去及び暗渠排水設置工事	821
	移譲) (認定 仙北南		幼児トイレ等ピット排水設備工事	625
			3歳未満児トイレ増設工事	1,387
	こども		調理室エアコン増設工事	396
	園化)	みどり(幼)	エアコン設置工事	5, 100
			計	9,205
⑦ 施設整備事業		大曲北	職員トイレ改修工事(1/2補助)	590
		刈和野	下水道切替工事(1/2補助)	1,618
			計	2,208

【補助事業の説明】

対象事業	説明
経営安定支援事業	法人本部にかかる経費を補助
通園バス運行事業	通園バスを運行している園の人件費、燃料費、車両管理費等の経費分を補助
	中仙東保育園、協和保育園、仙北南保育園、船岡保育園、みつば保育園、淀川保育園、 すくすくだけっこ園、なかせんワイワイらんど、つきの木こども園
施設管理費補助	保育単価に含まれる管理費と実際の管理費との差額分を補助
派遣人件費補助	保育単価に含まれる人件費と実際の人件費との差額分を補助
保育環境向上対策事業	市から無償譲渡された建物の修繕、設備・備品の修繕または更新にかかる経費を補助
施設整備事業	園の修繕、増改築にかかる経費を補助

3 款 2 項 3 目 64 事業

新規 ・ 継続 ・ 廃止

課所名 健康福祉部 児童家庭課

(施策の大綱)子育て支援の充実

(施策)保育サービスの充実

(基本事業)施設、設備の整備

【事 業 名】 法人立大曲南保育園建設費補助金

【説明項目】 建設費補助金について

【25年度】 273,934 千円【24年度】

10,874 千円【増減額】

263,060 千円

1. 事業の目的

大仙市法人立保育所等補助金交付要綱により、保育所の施設整備費事業を行なう社会福祉法人に補助し、法人の経営安定と継続的な保育の提供を支援する。

2. 事業の目標(数値目標)

○ 大曲南保育園の移転改築により入所定員の増を図る。 入所定員 現在135名を、150名に増員

3. 事業の概要

○ 近年、保育所への入所希望児童が増加し、特に大曲地域は入所定員の増加を図る必要があり、社会福祉 法人大曲保育会が計画する大曲南保育園移転改築事業に補助し、安定した保育所入所を実施。

· 設置·経営主体 : 社会福祉法人大曲保育会

・ 入所定員 : 150名 (0歳児から5歳児まで)

・構造、面積 : 木造平屋建て、延べ床面積1,439.23㎡ (敷地面積 4,057.49㎡)
 ・工期 : H24年10月1日~H25年11月29日 (事業開始:H26年1月上旬予定)

総事業費: 481,308,150円

. 101,000,100 1			
項目	全体額	平成24年度	平成25年度
① 基本設計、地質調査	7,088 千円	2,100 千円	千円
② 実施設計、設計監理	13,650 千円	11,332 千円	2,318 千円
③ 建築工事費	376, 794 千円	24, 104 千円	352,690 千円
④ 現場管理費	33,094 千円	1,971 千円	31,123 千円
⑤ 一般管理費	15,425 千円	848 千円	14,577 千円
⑥ 既存建物解体費	14,850 千円	千円	14,850 千円
⑦ 工事監理費	5,408 千円	330 千円	5,078 千円
⑧ 備品購入費	15,000 千円	千円	15,000 千円
総事業費	481,309 千円	40,685 千円	435,636 千円
市補助対象額	474,221 千円	38,585 千円	435,636 千円
市補助金	293, 221 千円	19,287 千円	273,934 千円

※①のうち4,988千円は、H23に大曲保育会が支出済み。

· 旧園舎解体撤去工事 : H26年1月上旬~H26年3月下旬

4. これまでの成果と今後の方向性

・ 県補助金はH24.10.3に交付決定済みで、H25年度に一括交付

《H24年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》

総合評価 (今後の方向性)

・ H24年度からの2ヵ年事業で、H25年度で完了

継続

5. 財源内訳

(単位: 千円)

				(+-1/7, 1 1 1)
予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
273,934	112, 240	140, 900		20, 794

【国県支出金】 15款2項2目 : 保育所整備等特別対策事業費補助金(安心子ども基金

【市債】 21款1項2目 : 大曲南保育園整備事業債

事 業 説 明

3款 3項 2目 80事業

新規 (継続) 廃止 課所名

健康福祉部 生活支援課

(施策の大綱) 社会保障の促進

(施策) 生活保護

(基本事業) 相談業務の充実 自立支援の強化

【事業名】 生活扶助費等

各扶助費、施設事務費及び中国残留邦人等に対する支援について 【説明項目】

【25年度】

2,039,106 千円【24年度】

2, 163, 650 千円【増減額】

△ 124,544 千円

1. 事業の目的

生活に困窮している全ての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の

生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。
また、中国残留邦人等に必要な支援給付を行い、円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立を支援する ことを目的とする。

2. 事業の目標(数値目標)

【保護状況】

年度内平均 保護世帯1,109世帯、保護人員1,577人、保護率18.1%と増加を見込む。

	年度内平均							
	被保護世帯数	被保護人員	保護率‰					
H25年度	1, 109世帯	1,577人	18. 1‰					
H24年度	1,040世帯	1,458人	16. 7‰					
増減	69世帯	119人	1.4pt					

【支援状況】

・被支援世帯数:2世帯、被支援人員:3人 増加見込みなし

3. 事業の概要

(1) 保護費等

		H25当初予算	月平均	H24当初予算	月平均	予算増減	H24実績
		(A)	人員	(B)	人員	(A - B)	見込※
	生活扶助	691, 995千円	1,357人	739, 750千円	1,294人	△ 47,755千円	659,043千円
	住宅扶助	197, 568千円	773人	187, 088千円	688人	10,480千円	188, 160千円
	教育扶助	8, 105千円	77人	10,752千円	67人	△ 2,647千円	7,719千円
生	介護扶助	104, 356千円	333人	81,717千円	311人	22,639千円	99, 387千円
活保	医療扶助	960,000千円	1,200人	1,070,377千円	1,134人	△ 110,377千円	836,645千円
護	出産扶助	323千円	0人	646千円	0人	△ 323千円	323千円
費	生業扶助	11, 145千円	44人	10,752千円	39人	393千円	10,614千円
	葬祭扶助	1, 593千円	1人	879千円	0人	714千円	1,517千円
	施設事務費	55, 730千円	30人	55,730千円	30人	0千円	55,730千円
	小計	2,030,815千円		2, 157, 691千円		△ 126,876千円	1,859,138千円
支	生活支援	1,770千円	3人	1,759千円	3人	11千円	1,770千円
接給	介護支援	0千円	0人	0千円	0人	0千円	0千円
付	医療支援	6, 521千円	1人	4,200千円	1人	2,321千円	6,521千円
費	小計	8, 291千円		5,959千円		2,332千円	8, 291千円
	計	2,039,106千円	3人	2,163,650千円	3人	△ 124,544千円	1,867,429千円

※H23年度の繰上げ医療費分1億円を加算

《医療扶助》

	H25年3月診療月見込	H24年3月診療月
調剤件数	1,058件	1,022件
うち後発医薬品件数	698件	649件
使用割合	66%	64%

(2) 就労支援

	H24見込	H23実績
就労支援対象者	70人	32人
就労支援要請者	24人	16人
就労支援による就労開始者	23人	16人

4. これまでの成果と今後の方向性

【生活保護】

- ・相談体制の充実による他方他施策の活用。
- ・就労支援の強化による経済的な自立の促進。
- ・ジェネリック医薬品の使用促進及びレセプト点検による病状把握等による医療扶助費の抑制。

【支援給付】

被支援者の高齢化に伴う医療支援費及び介護支援費の増が見込まれることで更なる支援をする。

《H24年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》

総合評価 (今後の方向性)

- ・平成24年度は、医療扶助において入院が少なかったことなどにより、当初予算を 大きく下回る見込み。
- ・平成23年度より就労支援員(面接相談員兼務)を2名配置しており、特に稼働年齢層の就労に向け、今後も更なる支援を行う。
- ・保護費の半分近くを占める医療扶助費の抑制に向け、ジェネリック医薬品(後発 医薬品)の使用促進のため、リーフレット等を配布するとともに複数回にわたり 被保護者に説明するなど周知を図り、使用割合の増加を図る。

改善しながら 継続

5. 財源内訳

(単位:千円)

予算額	予算額 国県支出金		その他	一般財源
2,039,106	1, 537, 873			501, 233

【国県支出金】 14款 1項 1目:生活保護費負担金 1,529,329千円

15款 1項 1目:生活保護費負担金 8,544千円

【その他】

事 業 説 眀 書

4款 1項 2目 15事業

(新規) ・ 継続 ・ 廃止

課所名 健康福祉部 健康増進センター

(施策の大綱) 子育で支援の充実

(施策) 育児支援の充実

(基本事業) 経済的負担の軽減

未熟児養育医療費 【事業名】

【説明項目】 未熟児養育医療の給付について

【25年度】

9,244千円【24年度】

0 千円【増減額】

9,244 千円

1. 事業の目的

母子保健法に基づき、医師が入院養育を必要と認めた未熟児(満1歳まで)に対し、高額となる医療費 の自己負担分の一部を公費負担し家族の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

2. 事業の目標(数値目標)

医師が入院養育を必要と認めた未熟児に対し、指定医療機関においてすみやかに適切な処置を行うこと で健康の保持・増進を図る。

3. 事業の概要

平成22年度から平成24年度までは、県から市への権限委譲事務であったが、「地域自主性及び自立性を 高めるための推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により平成25年4月1日より市へ法定移譲さ れる。

・対 象 : 大仙市に住所を有する未熟児(満1歳まで)で、医師が入院養育を必要と認めた者

※未熟児とは、早産などで出生時の体重が2500g未満の低出生体重児のことをいう。

ただし、未熟児養育医療の対象となる、法第6条第6項にいう諸機能を得るに至っていないものとは、例えば、次のいずれかの症状等を有している場合をいう。

1) 出生時体重が2,000g以下のもの 2) 生活力が特に薄弱であり症状を有するもの

・内容:申請に基づき、養育医療の給付可否を決定し、医療費の支給を行う。

扶養義務者への費用徴収については、財務規則の規定により決定された世帯階層区分及び国

要綱に基づき月ごとの徴収額を決定し保護者へ通知する。

・負担割合: 公費負担(扶助費ー徴収額)のうち、国1/2、県1/4、市1/4を負担。

・見込み : 平成25年度養育医療給付 45件見込み

: 未熟児養育医療費9,244千円 事業費

(扶助費 9,225千円、支払審査委託料 6千円等)

【実績・見込(大仙市に住所を有する乳児の養育医療費)】

· 秋田県内指定養育医 (単位:円) 療機関名(19か所)

					(単位:円)
年度	件	扶助費	扶助費 審査 手数		合計
21	35	3, 339, 205	3, 906		3, 343, 111
22	41	3, 805, 355	4, 576		3, 809, 931
23	44	17, 236, 960	4, 901		17, 241, 861
24見込	40	8, 127, 173	4, 461		8, 131, 634
25見込	45	9, 225, 000	6, 000	18,000	9, 249, 000

年度	徴収額	
21	742, 758	
22	717, 198	
23	678, 769	
24見込	712, 908	
25見込	900,000	

秋田大学医学部附属病院 秋田赤十字病院 仙北組合総合病院 市立角館総合病院 平鹿総合病院 市立横手病院 他

4. これまでの成果と今後の方向性

- ・養育医療の給付実績は、上述のとおり年々増加している。
- ・医師が入院養育を必要と認めた未熟児に対し、速やかに適切な処置を行うことで健康の保持・増進 と家族の経済的負担の軽減を図る。

《H24年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》

総合評価 (今後の方向性)

5. 財源内訳

(単位:千円)

予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
9, 244	6, 243		900	2, 101

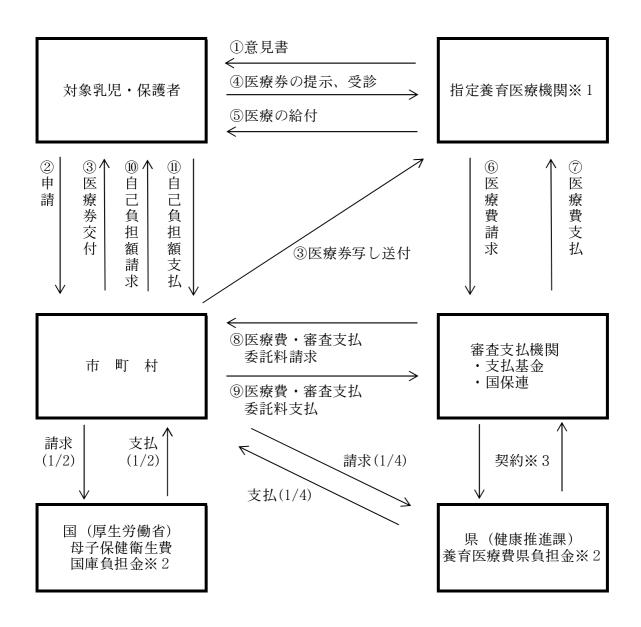
【国県支出金】 14款 1項 2目:未熟児養育医療費負担金 4,162

15款 1項 2目:未熟児養育医療費負担金 2,081

【その他】 20款 5項 4目:未熟児養育医療負担金(個人負担) 900

【未熟児養育医療支給制度について】

~養育医療フロー図~



- ※1 指定養育医療機関に関する事務については、県(健康推進課及び保健所)で行う。
- ※2 国費、県費の請求方法については具体的には未定だが、更生医療と同様となることが見込まれている。国費については、県で全市町村分をとりまとめ、国への交付申請や実績報告を行う予定である。
- ※3 審査支払機関との契約については、契約事務の簡素化の観点から市町村への支払 に関する契約権限の都道府県知事へ委任のうえ、一括して契約する予定。

事 業 説 明 書

4 款 1項 2目 61事業

新規 ・継続 ・ 廃止

課所名 健康福祉部 健康増進センター

(施策の大綱) 保健・医療の充実

(施策) 地域医療体制の充実

(基本事業) 医療機能の強化

【事 業 名】 特定不妊治療·不育症治療費補助金

【説明項目】 特定不妊治療・不育症治療費補助金について

【25年度】

3,691 千円【24年度】

5,250 千円【増減額】

△ 1,559 千円

1. 事業の目的

特定不妊・不育症の治療を受ける夫婦の経済的負担又は、精神的負担の軽減を図り、少子化対策の推進に寄与するため治療費の助成を行う。

2. 事業の目標(数値目標)

大仙保健所管内における近年の交付件数(特定不妊治療費補助件数)

	年	度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	管内申	請件数	50	55	59	78	74 *1	_
ĺ	うちナ	付市	34	38	41	44	50	50

※1:平成25年1月末時点の実数

3. 事業の概要

●特定不妊治療等(体外受精治療・人工授精治療)

【体外受精治療(特定不妊治療)】

秋田県の特定不妊治療費補助金に該当している市民であって、当該年度の不妊治療費とこれに付随する費用 について、県の補助額20万円を超えた分について、10万円を限度に単年度あたり3回まで5年間補助金を交付 する。

◆指定医療機関:大館市立総合病院(大館市)、秋田大学医学部附属病院(秋田市)、設楽産婦人科内科クリニック(秋田市)、清水産婦人科クリニック(秋田市)、大曲母子医院(大仙市)、医療法人聖和会池田産婦人科医院(湯沢市)

【人工授精治療(一般不妊治療)】

以下の条件を満たす市民について、当該年度の不妊治療費とこれに付随する費用について、10万円を限度に 単年度あたり3回まで5年間補助金を交付する。

- ◆交付条件
- ・婚姻している夫婦であって、大仙市に住所を有すること
- ・夫婦の前年の所得の合計額が730万円未満であること

●不育症治療

当該年度の不育症治療費とこれに付随する費用について、15万円を限度に単年度あたり2回まで5年間補助 金を交付する。

◆交付条件:人工授精治療と同様。

4. これまでの成果と今後の方向性

不妊治療は人工授精治療で1回の治療費が3~10万円、体外受精治療は1回の治療費が20~50万円と高額であり、また医療保険が適応とならないことから患者負担が大きく、また、不妊治療を受けても出産まで数年かかるケースも多くあるため、今後も本事業を推進していく必要がある。

《H24年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》

体外受精治療や人工授精治療は、治療期間が長く費用も高額であり、自己負担額も大きいため、治療費を助成することで、治療を受ける患者負担を軽減させ、継続して不妊治療を受けられる。不妊治療適応者は今後更に増加することが予想されるため、本事業の周知を推進し拡充を図る。

総合評価 (今後の方向性)

改善しながら 継続

5. 財源内訳

(単位:千円)

予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
3, 691		3, 600		91

【市 債】 21款 1項 3目:特定不妊治療等事業債

【その他】

事 業 説 眀 書

4款 1項 4目 11事業

新規 (継続) 廃止 課所名 健康福祉部 健康増進センター

(施策の大綱) 子育て支援の充実

(施策) 母子保健の充実

(基本事業) 母子健診の充実

【事業名】 乳幼児健康診査費

【説明項目】 大仙市乳幼児発達支援地域協議会、3歳児健康診査について

【25年度】

13,711 千円【24年度】

11,977 千円【増減額】

1,734 千円

1. 事業の目的

母子保健法及び大仙市乳幼児健康診査実施要綱に基づき、乳幼児健康診査において、精神的・身体的発達 の確認と療育・養育の早期支援及びう蝕予防と基本的な生活習慣の確立への支援を図ることを目的とし、そ の成長過程において適宜健康診査を実施する。

2. 事業の目標(数値目標)

各期における健康診査受診率の向上と、乳幼児の疾病の早期発見と早期治療を促進するとともに子育てを 支援する。

・平成25年度の受診率目標:集団健診(4か月、7か月、1.6か月、2.6か月、3歳児健診)97%以上 個別健診(10か月児健診) 95%以上

3. 事業の概要

【現状】

集団方式(4か月、7か月、1歳6か月、2歳6か月、3歳児)と個別医療機関方式(10か月児)にて、健康診 査を実施。

【新規項目】

- (1) 大仙市乳幼児発達支援地域協議会の設置
 - · 関係機関: 大曲仙北医師会、秋田県臨床心理士会、秋田県南児童相談所、児童家庭課、大曲保育会、 大空大仙、教育委員会、健康増進センター
 - ・各会議にて、必要と判断されるケースについては、大仙市子ども・若者育成支援ネットワークによ り、医療機関や関係機関と連携し支援を図る。
 - 事業費:292千円

(協議会委員報酬:129千円、協議会委員研修講師謝礼等30千円)

(2) 3歳児健康診査での臨床心理士の配置

大曲仙北医師会、秋田県臨床心理士会の協力のもと、3歳児健診において発達支援の充実を図る。

- ・小児科医による診察
- ・臨床心理士による育児相談(育てにくさや子どもへの関わり方など) [臨床心理士の配置数(健診1回につき) 中央分室2人 西部分室1人 東部分室1人]
- · 事業費:644千円 (臨床心理士謝礼624千円、消耗品20千円)

4. これまでの成果と今後の方向性

- ・対象月齢に合わせた身体計測や発達チェック等健康診査を実施しており、健診後のフォローや未受診者へ の受診勧奨を継続している。
- ・大仙市乳幼児発達支援地域協議会で各関係機関の専門性を集約し、支援の必要な児に対し包括的に継続し た支援をすることができる。

《H24年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》

総合評価 (今後の方向性)

・健診受診状況を踏まえた、乳幼児の疾病及び発達に課題がある乳幼児の早期発見・早期 支援の強化するため、健診体制の充実を図る。

改善しながら 継続

・関係機関との緊密な連携による情報の共有を図り、適切な支援に努める。

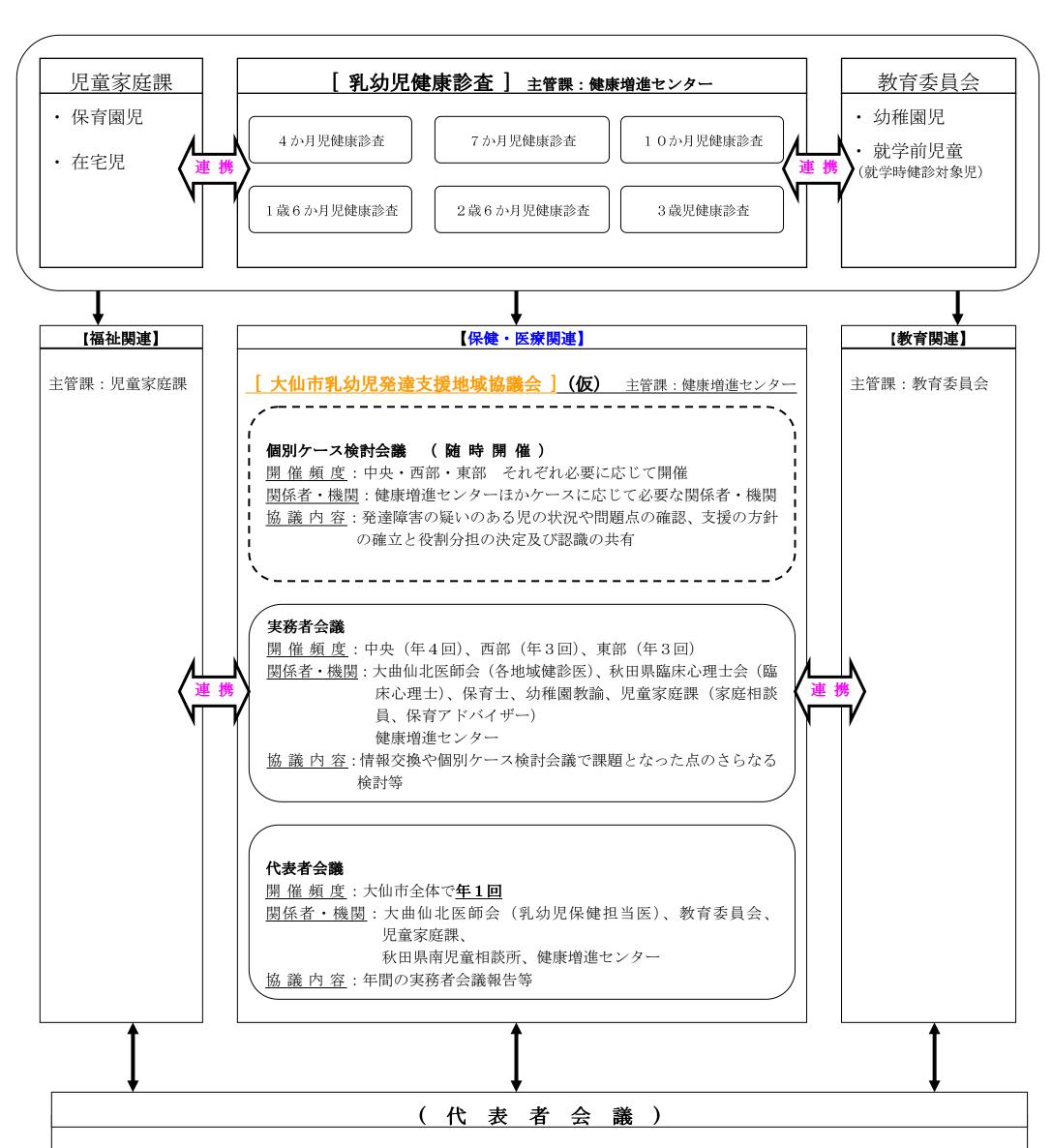
5. 財源内訳

				(単位: 千円)
予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
13, 711				13, 711

【国県支出金】

【そ の 他】

~乳幼児発達支援体系図~



(**[大仙市子ども・若者サポートネット協議会の設置**] 主管課:社会福祉課

関係機関:児童家庭課、生活支援課、教育委員会、健康増進センター

協議内容:複数の構成機関が連携して継続的に支援を行うケース検討(ひきこもり、若年無業者、小・中・高における不登校の児童生徒等)

※発達障害を背景としたひきこもり、不登校等の状態を含む

事 業 説 明 書

4款 1項 6目 10事業

新規

· 継続

廃止

課所名 健康福祉部 健康増進センター

(施策の大綱) 保健・医療の充実

(施策) 病気の予防と健康の維持・増進

(基本事業) 健(検)診内容の検討と充実

千円

【事 業 名】 保健事業費

【説明項目】 各種検診事業について

【25年度】 147,457 千円 【24年度】

124,992 千円 【増減額】 22,465

1. 事業の目的

健康増進法に基づき、生涯にわたって自らの健康状態を自覚するため、市民一人ひとりが各種健診の必要性を認識し、受診結果から早期発見・早期治療により市民の健康増進を図る。

2. 事業の目標(数値目標)

各種検診の受診率向上のため、健診(検診)の大切さを市民に広く周知するとともに、無料クーポン券を 活用し健診(検診)の習慣化に努め受診率の向上を図る。

また、集団検診に加え、20~39歳の女性に対する医療機関方式での子宮がん検診を新たに実施し、受診率の向上を図る。

○検診項目別受診者数

(単位:人)

	区分	胃がん	前立腺 がん	大腸がん	肺がん等 (結核・喀痰 を含む)	子宮頸 がん	卵巣腫瘍	乳がん	肝炎 ウイルス	骨粗鬆症	歯周疾患	30・35歳 血液健診
_	H24実績 (見込み)	4,876	3,910	8, 409	12, 494	1,738	1, 738	1,881	2,461	486	234	117
般	H25受診 者見込	5, 600	4, 400	12, 100	18, 130	2, 300	2, 300	2, 700	1, 000	650	350	150
クーポ	H24実績 (見込み)	181	_	1, 125	_	641		616	_	_	_	_
ホン 券	H25 受診 者見込	280	_	1, 860	_	700	700	700	_	_	_	_
合計	H24実績 (見込み)	5, 057	3,910	9, 534	12, 494	2,379	1, 738	2,497	2, 461	486	234	117
	H25 受診 者見込	5, 880	4, 400	13, 960	18, 130	3, 000	3, 000	3, 400	1, 00 0	650	350	150
備考	H25目標 受診率	20%	5 0%	45%	85%	20%	20%	15%			_	_

3. 事業の概要

【各種検診の内容】

○検診項目及び実施時期

【特定健診・後期高齢者健診と同日の集団検診】

前立腺がん検診、大腸がん検診、肺がん等検診(結核検診・喀痰細胞診を含む)、30・35歳の血液健診、肝炎ウイルス検診

【別日程での集団検診】

胃がん検診、子宮頸がん検診、卵巣腫瘍検診、骨粗鬆症検診

○委託先

秋田県総合保健事業団、大曲仙北医師会、仙北組合総合病院、日本産婦人科医会秋田県支部

【無料クーポン券事業の内容】

○女性特有のがん検診(平成21年度から実施:国事業)

・子宮頚がん対象:4月1日現在で20歳、25歳、30歳、35歳、40歳の女性 ※ H25から医療機関での検診は、子宮頸がん検診に加えて市単独で卵巣腫瘍検診を追加して実施。

・乳がん対象 : 4月1日現在で40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の女性

○胃がん検診(平成23年度から実施:県事業)

・対象:4月1日現在で40歳、50歳

○大腸がん検診(平成23年度から実施:国事業)

対象:4月1日現在で40歳、45歳、50歳、55歳、60歳

【新規:医療機関方式での子宮頸がん検診・卵巣腫瘍検診の内容】

20~39歳の若年層において子宮頸がんが急増しており、その対策として個々の都合に合わせて検診方式を選択できることによって受診率の向上を図るため、クーポン事業対象年齢外の方も個別医療機関での検診ができるよう、従来どおりの集団検診方式に加えて個別医療機関方式での検診を導入する。

○対 象 者 : 大仙市に居住地を有する当該年度20歳~39歳の女性。(受診目標200人)

○実施期間 : 平成25年6月1日~平成25年12月31日

○委託機関 : 大曲仙北医師会(市内協力医療機関)、秋田県総合保健事業団、仙北組合総合病院

○検診内容 : 子宮頸がん検診及び卵巣腫瘍検診

○検診委託料: 7,413円(子宮頸がん検診 6,048円、卵巣腫瘍がん検診 1,365円)/人

○自己負担金:2,300円 ※生保、身体障害者1~3級の方は、自己負担なし

※ 参考資料 (別添)

○各種がん検診受診率について ○子宮がん検診年代別受診者比率について (H23実績)

4. これまでの成果と今後の方向性

- ・健診(検診)によって早期発見、早期治療よる市民の健康保持が図られるとともに、医療費の抑制にもつながり効果は大きい。
- ・新規に実施する満年齢20~39歳の女性の方への医療機関方式での子宮がん検診について、事業の啓発を 行い受診率の向上に努める。

《H24年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》

・検診の実施は、早期発見・早期治療につながり非常に有効である。

・今後も継続して事業実施する。

総合評価 (今後の方向性) 改善しながら

番しなかり

5. 財源内訳

(単位:千円)

予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
147, 457	12,209		14, 620	120, 628

【国県支出金】 14款 2項 3目:がん検診推進事業費補助金 8,555

15款 2項 3目:健康増進事業費・子宮がん検診助成事業費・胃がん検診助成事業費補助金 3,654

【そ の 他】 20款 5項 4目:各種検診納付金 14,620

資料

〇各種がん検診受診率について

(単位:人、%)

		H23			H24	
検診項目	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数 (見込み)	受診率 (見込み)
胃がん検診(40歳以上)	34,254	5,192	15.2	33,822	5,057	15.0
大腸がん検診(40歳以上)	34,254	12,202	35.6	33,822	11,488	34.0
前立腺がん検診(50歳以上 の男性)	12,394	4,250	34.3	12,516	3,910	31.2
肺がん検診(40歳以上)	34,254	4,795	14.0			
肺がん等検診(40歳以上・65 歳以上の結核検診を含む)				33,822	12,494	36.9
喀痰細胞診検査(問診結果 による)				33,822	1,338	4.0

[※]大腸がん検診受診者数には、大腸がん研究事業での便潜血検査実施者を含む。

大腸がん研究事業で便潜血検査数 H23(894人) H24(1,954人)

(単位:人、%)

検診項目	年度	対象者数	A 当該年度 受診者数	B 前年度 受診者数	C 2年連続 受診者数	受診者数 (H24見込 み) A+B-C	受診率 (H24 見込み)
子宮がん検診(20 ~39歳の女性、40	H23	22,093	2,263	2,284	195	4,352	19.7
歳以上偶数年齢 の女性)	H24	22,294	2,379	2,263	195	4,447	19.9
乳がん検診(40歳 以上偶数年齢の	H23	20,879	3,029	2,830	100	5,759	27.6
女性)	H24	20,644	2,497	3,029	100	5,426	26.3

対象者数=①-②+③-④

- ①: 当該年度の10月1日現在住民基本台帳の40歳以上の人口
- ②: 国勢調査の40歳以上の就業者数
- ③: 国勢調査の農林水産業従事者数
- ④: 当該年度の10月1日現在要介護4・5の認定者数

〇子宮がん検診年代別受診者比率について(H23実績)

			受診機関			
年齢区分	対象者構成比	受診者構成比	医療機関 (クーポン券)	集団検診 (クーポン含 む)		
20~29歳	5.2%	8.5%	29.9%	4.6%		
30~39歳	5.3%	22.4%	52.9%	16.9%		
40~49歳	4.5%	12.0%	17.2%	11.1%		
50~59歳	10.0%	14.3%		16.9%		
60~69歳	22.0%	24.0%		28.4%		
70歳以上	53.0%	18.8%		22.2%		
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		

※クーポン券は、20歳、25歳、30歳、35歳、40歳の方が対象

事 業 説 明 書

4款 1項 6目 11事業

新規 ・継続 ・ 廃止

課所名

健康福祉部 健康増進センター

(施策の大綱) 保健・医療の充実

(施策) 病気の予防と健康の維持・増進

(基本事業) 健(検)診内容の検討と充実

【事業名】 大腸がん検診研究事業費

【説明項目】 事業内容について

【25年度】

18,498 千円【24年度】

16,000 千円【増減額】

2,498 千円

1. 事業の目的

大腸がんによる死亡率が増加するなかで、検診による早期発見・早期治療による死亡率の低下を図るため、本事業により便潜血検査に加え内視鏡検査による有効性評価を行い、新たな検診方法を確立させる。 本事業の推進により、大腸がんと検診の大切さを広く市民に周知し、がん健診の受診率の向上と死亡率の減少を図る。

2. 事業の目標(数値目標)

本研究事業では10,000人のデータが必要であり、大仙市で6,000人、仙北市で4,000人の参加を目指す。

3. 事業の概要

■大腸内視鏡の有効性評価のための研究事業

「国立がん研究センター」と「昭和大学横浜市北部病院」の研究事業(代表:工藤 進英先生)に大仙市と仙北市が参加。

- ・対 象 者:大仙市在住の40歳~74歳の市民
- · 内視鏡検査実施医療機関: 仙北市立角館総合病院
- ·研究期間:10年間
- ・検 査 内 容 : 初年度は「便潜血検査」と「便潜血検査+内視鏡検査」をランダムに選定

2年目以降は「便潜血検査」のみ

- ・自 己 負 担 : なし
- ・主な予算の内訳 大腸がん検診委託料 10,080千円 内視鏡検査委託料 3,781千円

臨時職員等賃金 3,153千円 郵便料 480千円

【大腸がん研究事業集計表(大仙市)】

(単位:人)

	平	成23年	度(1年	∄)	平	成24年	度(2年	∄)		合 計			
	日数(日)	参加者数		便潜血検 査+内視 鏡検査	日数 (日)	参加者数		便潜血検 査+内視 鏡検査	日数(日)	参加者数	便潜血検 査のみ	便潜血検 査+内視 鏡検査	
参加者数	32	894	448	446	124	1,120	563	557	156	2,014	1,011	1,003	

※平成23年度は太田、中仙地域のみで実施。平成24年度は全市で実施。

4. これまでの成果と今後の方向性

- ・H23年度より新規事業として実施。
- ・事業の推進を図るため広報、チラシ、講演会等により一層の啓発に努める。
- ・本事業の推進により大腸がんと検診の大切さを啓発し、受診率の向上とがん死亡率の減少を図る。

《H24年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容》

・本事業において大腸がん検診の大切さが広く周知されたことにより、研究事業を含めた全体の大腸がん検診受診率は35.6%となっている。これは県内でも上位の受診率であり、市民の健康保持増進に効果的な事業となっており、目標を達成できるよう国立がん研究センターをはじめ関係医療機関と一体となり事業の推進に努める。

総合評価 (今後の方向性)

改善しながら 継続

5. 財源内訳

(単位: 千円)

予算額	国県支出金	市債	その他	一般財源
18, 498		14, 800		98

【市 債】 21款 1項 3目 : 大腸がん検診研究事業債 【そ の 他】 20款 5項 4目 : 大腸がん検診研究事業納付金

_{資料} 大腸がん研究事業参加者数

			H23 (1	年目)			H24(2	2年目)			合	計		
地	域	日数	参加者数	便潜血検査 のみ	便潜血検査 + 内視鏡検査	日数	参加者数	便潜血検査 のみ	便潜血検査 + 内視鏡検査	日数	参加者数	便潜血検査 のみ	便潜血検査 + 内視鏡検査	備 考
太	Ħ	15	364	183	181	12	89	44	45	27	453	227	226	
中	仙	17	530	265	265	15	151	75	76	32	681	340	341	
大	曲					32	306	156	150	32	306	156	1 50	
神	畄					7	55	26	29	7	55	26	29	
西	仙北					27	151	75	76	27	151	75	76	
協	和					10	97	50	47	10	97	50	47	
仙	北					15	189	95	94	15	189	95	94	
南	外					3	12	6	6	3	12	6	6	
中	央					1	19	9	10	1	19	9	10	追加日程
西	部					1	24	13	11	1	24	13	11	追加日程
東	部					1	27	14	13	1	27	14	13	追加日程
슴	計	32	894	448	446	124	1,120	563	557	156	2,014	1,011	1,003	